

ラタナコーシン朝前期における文書処理システム

——クロム・マハータイ（民部省）を事例として——

川 口 洋 史

【要約】 本稿は北方の統治を司るクロム・マハータイにおける文書処理システムの復元を通して、ラタナコーシン朝前期（一七八二—一八六八年）シヤムの中央行政機構の実態とその性格を明らかにすることを目的とする。地方からの上申文書は下級官吏である当直官が接受したのち、しかるべき官僚に送られた。その内容は謁見において官僚が音読することによって国王に伝達された。一方、命令文書は帳簿担当次官、北方担当民部局帳簿担当副局長といった官僚が草案を作成したのち、官僚による閲覽や修正を経て、民部大臣やその代理によって発給が裁可された。国王へは謁見に際して大臣ないしその代理が裁可を仰いだ。命令文書の多くは勅命として発給されたにもかかわらず、国王が常に発給を裁可していたわけではない。かかる文書処理システムから、当該期の政治システムは官僚側に重心があったといえる。そのことを認識した四世王モンクットは親政を可能とする政務体制の構築を目指した。

史料 八九卷六号 二〇〇六年一月

はじめに

一七八二年に成立したラタナコーシン朝は、アユタヤ朝やトンブリー朝とは異なり、ある程度まとまった数量の行政文書を伝世している。それらの文書はすべて中央政府の元に残ったものであり、同時代史料が決定的に少ない前近代タイ史において、編纂史料からは窺い知ることのできない生々しい事実を伝える貴重な史料として、研究に供されてきた。それ

では、それらの文書を接受し、作成、保管した中央政府とはいかなるものであったのだろうか。

ラタナコーシン朝を含めて、前近代タイの統治制度の研究は、まずウエールズによる研究が重要である。彼は国王の下にある行政制度について、一五世紀半ばに機能分化した中央行政制度が確立されたが、時代とともに省庁の機能分化が徐々に崩壊していき、最終的に五世王（在位一八六八—一九一〇年）による改革によって、近代的な行政制度に再編されたとする。近代化直前に当たるラタナコーシン朝前期の制度は、非効率で腐敗し崩壊していたとし、低い評価を下している。^①

ウエールズは一八八七年に公布された「五世王陛下の行政改革に関する勅語」^②に全面的に依拠してこのような制度史を描いた。この勅語は中央行政制度の沿革を述べたもので、確かに貴重な史料ではあるのだが、同時代史料ではない。しかも、かつてあった整った制度が徐々に崩壊してしまい、腐敗し混乱した現在の制度は近代化を必要としている、という制度改革を正当化する論旨で書かれているため、前近代史を研究する上で全面的に依拠できるような史料ではない。にもかかわらず、ウエールズにかぎらず、行政制度を描く際は他の研究者もこの勅語を史料に使い、しかも勅語の枠組みの中で研究を進めている。^③そのため、中央行政制度の実態研究はほとんど「勅語」から進展していないと言わざるを得ないのである。

一方、一九八〇年代から、今日残っている公文書史料を用いて、ラタナコーシン朝前期の地方における統治制度の実態解明が進められていったが、^④中央政府についての研究はあまり進んでいない。^⑤その理由のひとつは史料にあると思われる。今日残っている公文書の多くは、中央政府が地方から受け取った文書や、中央政府から地方に発給された文書の草案で、そこに書いてあることは地方のことであつたため、文書から中央政府内部のことはよくわからないとされる。^⑥

中央行政制度研究の遅滞は、近年公刊されたイングルハートの著作でも変わらない。イングルハートは、先行研究のよくな「勅語」への依存を批判し、近代的視点からではなく、同時代の文脈からラタナコーシン朝前期の政治システムの評価を試みている。^⑦にもかかわらず、彼は中央行政制度を描写する際、結局「勅語」に依拠してしまい、本末転倒といわざ

るを得ない。

以上のような研究史の流れから、同時代史料から中央行政制度の実態を描く必要があると言える。さらに近年、一七世紀から一九世紀半ばの東南アジア大陸部に興った諸国家の再評価を進めるリーバーマンは、それらの国家において中央行政制度はより巨大で、文書を用いる、ルーティン化されたものになったと主張している^⑧。このような研究の流れからも、この時代の中央行政制度の再検討が必要とされている。

それではどのような方法を用いるのか。この時代は確かに公文書が残っているが、先程述べたように、本文を読んでも中央のことはよく分からない。しかし、これらの文書はすべて中央政府が受け取ったものや、中央が作成した草案であることを考えれば、文書自体を中央政府の活動そのものと見なすことができる。文書そのものを研究対象にする古文書学的な手法を用いることが有効な手段になる。日本史学において古文書学は形態論、様式論、機能論、機能論、伝来論に分けられているが、特に機能論が有効である。機能論とは文書の作成・伝達・受理・管理の過程や機能・効力等に関する問題を取り扱う分野である。文書の作成・伝達過程はその政治機関の執行体制と密接に関係するから、これらの過程を検討することがその時代の政治機構の解明に寄与できる、とされる^⑨。

そこで本稿では公刊された文書史料^⑩を用いて、クロム・マハータイ(Krom Mahathai 民部省)という、北方の地方行政を司る役所における文書処理システム、具体的には管轄する地方からの上申文書の処理と、地方に発給される命令文書の発給過程を復元することを通して、ラタナコーシン朝前期(一七八二—一八六八年)における中央行政制度の実態と性格の解明を目指すこととする。マハータイを事例とするのは、中央官庁の中で最大の権力を有していた役所のひとつであることと、史料的な制約による。

また、このような文書処理過程の解明は史料学という点からも必要とされている。前述のとおり、当該期の文書史料は歴史研究に利用されているにもかかわらず、研究の前提となるはずの、文書そのものの研究はほとんどなされていない。

本稿はそのような研究の欠落をわずかではあるが埋めることができる。

- ① Wales, H. G. Quaritch, *Ancient Siamese Government and Administration*, New York: Paragon Book Reprint, 1965 (1934), pp. 69-102.
- ② Cunlachonkhaocoythua, Phrabat Somdet Phra, "Phratchadamratanai Phrabat Somdet Phra Cunlachonkhaocoythua Song Thalaeng Phraboromaratchathibai Kaekhai Kanpokkhorng Phasudin," *Chaturan Samutwanit and Khafuyā Kanmasut* (ed), *Eksasan Kammang Kanpokkhorng Thai (Phra Sa. 2417-2477)*, Bangkok: Sathaban Sayamsuksa, 1989, pp. 72-99.
- ③ 前近代タイの社会をパトロン・クライアント関係に基づいて、国王を頂点とするピラミッド状の社会と見なしたアキンも、中央統治機構の記述に際しては、全面的に「勅諭」に依存している(Akin Rattibhadana, *The Organization of Thai Society in the Early Bangkok Period, 1782-1873*, Ithaca: Cornell University, 1969, pp. 66-69)。
- ④ Wilson, Constance M., "Nineteenth-Century Thai Administration, Are our Models Adequate?", "The Nai Kōng in Thai Administration, 1824-68", "The Nai Kōng of Nakhon Ratchasima, 1824-1868", "The Nai Kōng of Battambang, 1824-68", *Contributions to Asian Studies*, Vol. 15, 小泉順子「十九世紀半のシロコロン・ナーキョーン・トー」における身分・役制度」『東南アジア——歴史と文化——』二二(一九九三年)「マンロン朝と東北地方」地端雪浦編『交むる東南アジア史』山川出版社、一九九四年。
- ⑤ Wilson, Constance M., "Nineteenth Century Thai Social Structure and its Implications for State Formation," 『土著アジア学』一九九一年は中央政府の部局に内包される被支配民の構成を明らかにするものの、部局の活動そのものには言及していません。
- ⑥ Wilson, "Nineteenth-Century Thai Administration...", pp. 35-34.
- ⑦ Englehart, Neil A, *Culture and Power in Traditional Siamese Government*, Ithaca: Cornell University, 2001, pp. 11-17.
- ⑧ *Ibid.*, pp. 77-79.
- ⑨ Lieberman, Victor, *Strange parallels: Southeast Asia in Global Context, c. 800-1830, vol. 1: Integration on the Mainland*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003, p. 36.
- ⑩ 富田正弘「中世史雑論」『石波講座日本通史 別巻③ 中世論』岩波書店、一九九五年、二七—二八頁。
- ⑪ 本稿で用いた文書史料集とその略号は以下のとおり。
CMHKY: Krom Sinlapakon (ed), "Comarhet kiokap Khamen lae Yuan", *Prachum Phongsawatdan*, vol. 41. Bangkok: Khurusapha, 1959, pp. 1-265.
CMHKYT: Krom Sinlapakon (ed), "Comarhet kiokap Khamen lae Yuan (to)", *Prachum Phongsawatdan*, vol. 42. Bangkok: Khurusapha, 1959, pp. 233-286.
CMHMNCM: Khana Kammakan Chamma Prawatisat Thai Samnakleklathikan Nyookratthamont (ed), *Comarhet Mwang Nakhon Chiangmai*, Bangkok, 1999.
CMHR2, C. S.1171-1173: Munnithi Praboromaratchanuson Prabat Somdet Phraphuthathoelatanaphalai(ed), *Comarhet Ratchakan thf 2, C. S 1171-1173*, Bangkok, 1970.
CMHR2, vol. 3: Munnithi Praboromaratchanuson Prabat Somdet Phraphuthathoelatanaphalai(ed), *Comarhet Ratchakan thf 2, vol. 3*, Bangkok, 1988.

CMHR3 : *Comahiz Ratthakan* th 3, 5vols, Bangkok, 1987.

1994.

RKK : "Ruang kiopak Krung Kao ton th 1", *Prachum Phongsatwadan*, vol. 43, 1959, pp. 1-146.

PPR4 : *Comklaocaoyuhua*, Phrabat Somdet Phra, *Prachum Prakat Ratthakan* th 4, 4vols, Bangkok : Rongphim Thai, 1921-1923.

RRNNRS : *Ruap Ruang Miang Nakhon Ratthasana*, Bunhua Phon-rabamrung 葬式本, 1969.

なお、タイ国立図書館に所蔵されている、当該期の手稿史料は七十二点、うち地方統治関係は三十七点現存しているところ、(Wyatt, David K and Wilson, Constance M, "Thai Historical Materials in Bangkok," *The Journal of Asian Studies*, vol. 25-1, pp. 111-113)。一方、筆者が上記史料集から集めた地方統治関係文書は三四七点である。

TSKK : Samnak Thanniap Nyoekrathamontri (ed), *Thai Sathapana Kasat Khanza*, Ayuthaya, 1962.

また以下は文書史料集以外の編纂史料や略号である。

KTSD : *Komai Tra Sam Duang*, 5vols, Bangkok: Khrusapha,

方、筆者が上記史料集から集めた地方統治関係文書は三四七点である。

第一章 クロム・マハータイの組織構造

文書処理過程の解明に先立ち、マハータイの機能と組織構造について述べておきたい。一八九二年以前のラタナコーシン朝において、中央行政機構は、クロム・マハータイ、クロム・カラーホーム（兵部省）、宮内省、首都省、大蔵省、農務省の六大部局と、その他小規模の部局群によって構成されていた。マハータイはカラーホーム、大蔵省とともに地方統治を担当し、その管轄域は現在のタイ中部、北部、東北部、そしてラオスとカンボジアの一部であった^①。無論、理念上の支配域全体にわたって、中央政府の権力が平均的に作用していたわけでは決してない。中央政府の支配は距離にしたがって弱まり、やがて消えてしまう、中心の周りを複数の小さな同型物が回転し、離合集散を繰り返す。そのような東南アジアの国家像はラタナコーシン朝シャムにもある程度は当てはまる。しかし、ともかくにもマハータイやカラーホームには、もろもろの地方権力との報告と命令——その頻度と内容によって支配の強弱が現れるのだろうが——の回路が集約されていたことは確かである。これらの役所が受理・発給した文書を史料として利用しようとする以上、われわれは必然的に、それを生み出した中央行政組織に目を向け、文書が受理され、あるいは生成され、保管されたのち現在まで伝来してきた

過程を明らかにしなければならない。

さて、マハータイのみならず、前近代タイの行政組織について知ろうとする際に、まず参照すべき史料は、『三印法階田 (sakthra)』^⑤を部局ごとに列挙した一種のリストである。史料の少ない前近代タイの行政機構を知るうえで高い価値を持つが、一方でその制定年代とテキストの変更が問題にされてきた。『三印法典』自体は一八〇五年に一世王の勅命によって編纂された法令集であり、アユタヤ朝からラタナコーシン朝初期までに制定された法令が収録されているが、編纂時にかんがりの変更がなされたものと考えられている。「文官位階田表」も例外ではなく、テキストに記された王名と年号から、トライローカナート王（一四四八―一八八八年）が制定したとするのが通説であるが、官名の列挙であるため、後代における変更の可能性が高く、どの部分がいつの時代を反映しているのかが常に問題となるのである。

もうひとつの有益な史料は、ウィルソンの博士論文に付録として掲載されている、「武官と文官、カラーホームとマハータイ (Military and Civilian Appointments, Krom Kalahom and Krom Mahathai)」と題されたリストである。^⑥これは、今日タイ国立図書館に所蔵されている、一八五七年に作成された官吏のリストに拠ったものであるため、同時代史料という点では、「文官位階田表」よりも価値がある。このリストと「文官位階田表」を比較すると、両者に見えるマハータイの中心部分の組織はほぼ一致することがわかる。ここから、少なくとも「文官位階田表」のマハータイの記述は、当該期の官制をかなり反映しているといえる。そこで、ここでは「文官位階田表」の記述を中心として、適宜ウィルソンのリストに言及しながらマハータイの構造を明らかにすることとしたい。ただし、本稿の目的に鑑み、官吏の説明は文書処理に係っていたものを中心とする。

それでは、まず省内の組織について見ていこう。マハータイは五つの組織から構成されていた。すなわち、中央民部局 (Krom Mahathai Klang)、『北方担当民部局 (Krom Mahathai Fai Nua)』、『パラムパン担当民部局 (Krom Mahathai Fai Pha-

lamphang)^⑦、地方警察局 (Krom Mahathai Tamruat Phuton)、地域警察局 (Krom Mahathai Tamruat Phuban) である。^⑧ これら五部局の職掌上の差は不明である。マハータイの後身である内務省の大臣を務めたダムロン親王は、ラタナコーシン朝期には、前者三部局に組織上の壁はなく、その職掌もかつていかなるものであったか誰も知らない状態になっていたと述べている。また、二つの警察局もやはり職掌が不明になっており、人員支配の単位に過ぎなくなっていたという。^⑨ 警察局の官吏は本稿の議論でもほとんど関係してこないで説明は省く。なお、以下の説明では、官位は当該期のものを記し、また煩瑣になるため長い欽賜名は適宜省略する。

マハータイの大臣はサムハナーヨック (民部大臣) という官職名を帯び、「チャオプラーヤー・チャクリー」という官位・欽賜名を持つ。ただし当該期の民部大臣は「チャクリー」という名を与えられておらず、すべて別の欽賜名を帯びている。位階田は非王族としては最高の一万であり、兵部大臣 (samuhaphrakatrom) とともにアッカマハーサーナーナーボデー (宰相) と呼ばれ、他の四省の大臣よりも格が上であった。

大臣の下に奏聞担当次官 (patat thun chalong) と帳簿担当次官 (patat banchar) が配されていた。^⑩ なお文書史料の中では、この両官職はそれぞれ「トンチュアック (ton chuak)」、「プラーイチュアック (plai chuak)」と記されていることもある。^⑪

二人の次官に続いて、書記官 (samai tra) が置かれている。「文官位階田表」ではクン・ピットアクソンという名を帯びる一方で、ウィルソンが収録するリストでは Luang Phachonwita となっており、欽賜名が異なっている。ただし同時代史料の中では「ルアン・アッカストーン」という、さらに別の欽賜名を帯びた書記官も見える。

書記官に続いて、おそらく司法に関係していたと思われる官僚四名、そして万人頭 (huan en) と千人頭 (huan than) がそれぞれ四名置かれているが、文書処理にはほとんど関わっていない。

千人頭に続いて「ナイウエン (nai wen)」なる官吏が四名置かれている。^⑫ その位階田は二百ライで、中央民部局の中では最下級の役人である。ダムロン親王は、ナイウエンは議政堂 (sala lakkhun) に当直する (wen) 義務があり、

ために「ナイイウエーン(当直官)」という、と述べる^④。本稿ではその語源を意識し、「当直官」という訳語を充てておく。次に北方担当民部局についてである。局長(Cao Krom)「プラヤー・マハーアムマート」の位階田は民部大臣に次ぐ三千ライである。この官僚は、マハータイが作成した文書や帳簿の中では「チャオクン・フアイヌア(Caokhun fai nua 北方卿)」とも記されていたと考えられる^⑤。同局には、奏聞担当副局長(palat thun chalong)、帳簿担当副局長(palat banchi)が置かれていた^⑥。この二者に続いて、ムーン級の役人が四名、千人頭が四名配されている。

パラムバン担当民部局は、局長と左右二名の副局長、およびムーン級の役人を持っていた。

以上がマハータイの組織構造の大枠である。「文官位階田表」にはさらに官吏のリストが続いていくが、ウィルソン所収のリストにはそれらの官吏の名は見えないし、文書処理にも関っていないので言及しない。それでは次章から文書処理過程について具体的にみていくこととする。

- ① カラーホームは南タイを、大蔵省はシヤム湾沿岸部を管轄していた。
- ② Tambah, Stanley Jeyaraja, *World Conqueror and World Renouncer: A Study of Buddhism and Polity in Thailand against a Historical Background*, New York: Cambridge University Press, 1976, pp. 102-131.
- ③ KTSJ, vol. 1, pp. 219-277.
- ④ 官位は上からソムデットチャオプラヤー、チャオプラヤー(チャオバヤー)、プラヤー(バヤー)、ブラ、クン、ムーン、バンである。欽賜名とは役職ごとに用意された名であり、官位に続けて記される。一度官職を得ると、本名は用いられず、官位と欽賜名で呼ばれ、役職を変えるごとに欽賜名も変わっていく。史料に現れる官吏のほとんどは、高官を除いてその本名を知ることができないし、いつ役職を変えたのかも分からない。
- ⑤ 位階田とは王から名目的に賜る田地の面積であり、その者の社会的地位を示す指標である。単位はライ(1ライ=1600^m)である。
- ⑥ Wilson, Constance M., "State and Society in the Reign of Mongkut, 1851-1868: Thailand on the eve of Modernization," Ph. D. thesis, Cornell University, pp. 821-824. なおタイ国立図書館における原史料の整理番号はCMH, R.4, 1219, vol. 1, である。
- ⑦ パラムバンの意味は不明。ダムロン親王はもともこの部局は大砲を運ぶ役目を負っていたとするが(Damrong Rachanuphap, Kromphraya, *Thasaphiban*, Bangkok: Matichon, 2002 (1925), p. 60) 根拠は示していない。
- ⑧ 「文官位階田表」自体には中央民部局の語は見えないし、この五部局以降も官吏のリストは続いている。一方、ウィルソン所収のリストは、前三者の部局のみを掲げる。ただし中央民部局を大団民部局(Krom Mahathai Mu Yai)と記しているし、二つの警察局は、この

部局に包含されている。ダムロン親王は、中央民部局は大団局 (Krom Ma Ya) と呼ばれており (*ibid.*, pp. 59-61)。ウィルソン所収のリストに言う大団民部局とは、ダムロン親王の言う大団局に当たる。

⑨ Damrong, *loc. cit.*

⑩ 官位・欽賜名はそれぞれ「プラーヤー・ラーチャニクン」、「プラーヤー (プラー)・シーサハテープ」である。なお四世王期に欽賜名がそれぞれ「ラーチャウオーラヌクーン」、「シーシンハテープ」に変更されている。

⑪ CMHMC, p. 38, fn. 3 は、マハータイの文書草案に現れる「プラーイチュアック (以下 PC)」を小姓局 (Krom Mahalek) の官僚であると注記している。確かに「文官位階田表」の小姓局の条には、「トンチュアック (以下 TC)」と PC という役職が記されている (KTS, vol. 1, p. 223)。しかし筆者はそうでなく、PC とはマハータイの帳簿担当次官の異称であると考える。理由は次のとおりである。一八五九年に作成された命令文書の草案の冒頭には、「ベチャブリーへの行幸に同行している TC、PC に宛てた小トラの草案」と記されている (CMHMC, p. 284)。トラ (印章の意) とは後述するが、地方への命令文書の呼称のひとつである。冒頭に記されていることから、この注記はその料紙に存在する草案の題目と考えてよい。その命令文書草案本体に記された宛先は、プラーヤー・ラーチャウオーラヌクーンとプラー・シーサハテープとなっており、その欽賜名から TC、PC とは奏聞担当次官と帳簿担当次官を示していることが分かる。「トン」と「プラーイ」はそれぞれ「始め」と「終わり」を意味することから、官僚の序列を考慮すれば、TC が奏聞担当次官、PC が帳簿担当次官を指していると考えられる。このほかに、プラーヤー・シーサハテープを、ローム・プラーラーチャワン局長代理に任命する勅書

(mai rap sang) が PC に届けられている事実も傍証となるだろう (Khana Kamakan Chamra Prawatsai Thai Samnakthathan Naitramontri (ed), *Prachum Mai Rap Sang*, vol. 4-2, Bangkok, 1993, pp. 82-83)。

⑫ 官位・欽賜名は「ナイー・クウエン」、「ナイー・チャムナン」、「ナイー・クアンルーアット」、「ナイー・ラットトルアット」である。

⑬ Damrong, *op. cit.*, p. 36.

⑭ CMHMC, p. 41, fn. 3 は「チャオクン・フアイヌア (以下 CN)」は民部大臣であると述べている。しかし、以下の理由から、CN は民部大臣ではなく北方担当民部局長であると考えられる。まず CN は民部大臣ではありえない。第四章で述べるが、一八三〇年代から四〇年代にかけて、民部大臣が首都不在時には CN が命令文書の発給を裁可していた。また、「小曆一八三〇年 (一八三〇年) 捺印台帳」 (CMHR3, vol. 5, pp. 39-47) (詳しくは第四章参照) はマハータイから発給された誰宛のどの文書に捺印したかを日付順に記した帳簿であるが、この史料の中で、民部大臣は発信者として、北方担当民部局長と CN は文書の宛先として現れる。「台帳」は首都にあるマハータイから地方に宛てた文書の發送記録とも言えるから、大臣は首都に、北方担当民部局長と CN は地方に居ることになる。これらの事実から、大臣と CN は別の人物である。それでは、北方担当民部局長と CN は同一人物なのだろうか。「台帳」は発給された文書の内容が摘記されているが、そこから両者に宛てられた文書はともに被支配民の処置に関するものであることがわかる。「台帳」に記された文書の宛先から、CN は当時ピチャイにいたことがわかる。一方、北方担当民部局長も他の史料から、同時期にルアンプラーバンから移送されてきた被支配民の所属先の調査のために、ピチャイに赴いていたことが知られる (CMHR3, vol. 5, pp. 65-69, 70-76)。このような事実から、このと

き北方担当民部局長とCNが同じような任務を帯びて、同じ地域にいたことになり、両者が同一人物である蓋然性は高いと言えよう。CNが北方担当民部局長であると考えたと、その名称にも納得がいく。すなわち、「チャオクン・サツサデイ（人員登録卿）」とか「チャオクン・クロマター（港務局卿）」といった語が存在することから、CNとは「チャオクン・クロム・マハータイ・フアイヌア（北方担当民部局卿）」の略称だと考えられる。以上、決定的な史料は欠くものの、本稿ではCNとは北方担当民部局長のことであるとして議論を進めることとする。

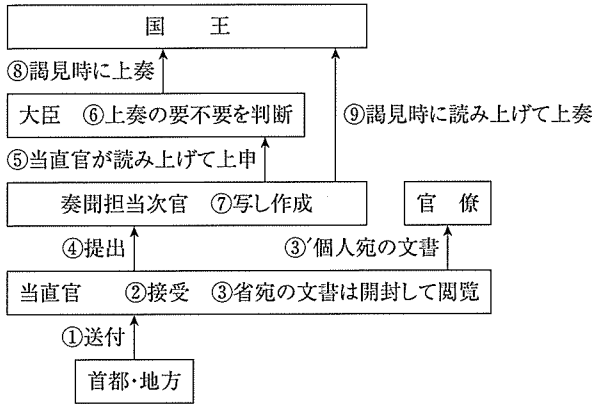
⑮ 官位・欽賜名はそれぞれ「ルアン（ブラ）・ラーチャセーナ」、
「ルアン（ブラ）・シーセーナ」である。

第二章 上申文書の処理過程

バンコク王朝前期における文書処理過程について、体系的に記述された同時代史料は、管見の限り存在しない。『三印法典』に収録された法令に断片的な記述があるものの、ここから文書処理システムの全体像を提示することは難しい。今日、われわれが参照しうる唯一の史料は、本稿でもすでに利用しているダムロン親王の手になる『テーサーピバーン』に見られる記述である。この文献は親王が一九世紀末二〇世紀初頭に行った地方行政改革について記したものであり、同時代史料ではないのだが、他に文書処理過程に関するまとまった記録が存在しない以上、まずここに見られる記述を見る必要があろう。そこで本章においては、まずダムロン親王の記述を紹介したのち、同時代史料によって、可能な限り文書処理過程を復元するという手続きをとることとする。

親王はこのような過程を描いている。すべての上申文書は王宮内に設置された議政堂に詰める当直官が接受し、個人宛の文書であれば開封せず名宛人に送られる。省宛の文書は当直官が開封・閲覧したのち、奏聞担当次官を経由して大臣に届けられる。大臣は上奏の要不要を判断し、上奏する際は上申文書の写しを奏聞担当次官に作成させる。そして午前と夕刻に行われる謁見時に、大臣が上奏したのち、奏聞担当次官が上申文書の写しを音読し、国王に内容を伝達する。聞き終えた国王は口頭で勅命を下すので、奏聞担当次官がこれを記憶する。この過程を図示したものが図1である。

図1 ダムロン親王が描いた上申文書の処理過程



このような過程をダムロン親王は描いているのだが、公刊された文書から検討できるのはその過程のうち、以下の二点である。すなわち、当直官が議政堂ですべての上申文書を接受していたことと、一日二度の謁見時に奏聞担当次官が上申文書を読み上げて国王に内容を伝達していたことの二点である。文書処理過程に関するダムロン親王の記述全体から、当直官と奏聞担当次官の重要性が予想され、かつ国王への情報伝達は主として謁見に際して口頭でなされていたように推測されるため、この二点は重要性が高いと言える。

まず上申文書の接受について考えていこう。上申文書に限らず、前近代タ
イの書簡文はおおむね以下のような構成を採る。すなわち、①「書簡」とか
「国書」といった、その文書の性質を示す語、②宛名書き、必要に応じて③
第三者に文書を取り次ぐように求める依頼文、④前置詞 pre. に続けて本文、
④文書の性質を示す語（①に対応する）と日付、である。これらのうち、中
央政府で誰が地方から文書を接受していたかを知るには、上申文書の宛名書
きと依頼文を検討することが有効な手段であると考えられる。ラタナコーシン朝
前期において地方からの文書には、朝貢国王から送られるスツバアクソン
(supphakson 善美なる文字の意) と呼ばれる文書と、朝貢国・地方国を問わ
ず用いられる上申書 (bahak nangsu hot) の二種類がある。が、上申文書の
多くは、上申スツバアクソン・上申書の区別に関らず、定型的な宛名書き
と依頼文を持っている。それは、
(A) 私……(発信者名) より、議政堂の閣僚閣下に奉り、お知らせ申し上げま
す。

(kɰaphaco……kɰo praniɰat ma yang phana huaco than lukhun na sala hai sap)^③

(B)私……(発信者名)より、主席当直官に奉ります。議政堂の閣僚閣下に上申し、お知らせせんことを。

(kɰaphaco……kɰo praniɰat ma yang ok phan nai wen kɰo dai nam khun kraɰrian phana huaco than lukhun na sala hai sap)^④

の二種類である。一見して明らかのように、(A)は「議政堂の閣僚 (lukhun na sala)」に、(B)は「主席当直官 (ok phan nai wen)」に宛てられて、「議政堂の閣僚」に取り次ぐように依頼していることがわかる。つまり(A)(B)ともに「議政堂の閣僚」に宛てられていることになる。それではなぜこのような二種類の宛名書きが生じたのだろうか。

『三印法典』に収録されている勅命には、さまざまな事案について地方に対して報告を義務付けるものがある。その際、ほぼ必ず「議政堂の閣僚」が届け出先に指定されている。たとえば一七五二年に制定された「旧勅令一二」には、証印のない通行許可証を持っていた不審人物は、地方国主・役人のもとへ移送し、

審理の結果、賊と判明し、強盗・詐取・窃盗の罪が明らかになったならば、足に焼印を捺し、議政堂の閣僚に文書にて上申し、身柄を移管せしめよ。^⑤

とある。これ以外にも「旧勅令」にいくつか事例が見えるが、やはり宛先は「議政堂の閣僚」である。^⑥

このような法令上の規定に影響を受けて、(A)のような宛先が成立したものと考えられる。それではこの「議政堂の閣僚」とは何者であろうか。通説では「議政堂の閣僚」は大臣と主要部局の長によって構成される評議会であり、行政一般を扱い、決定を布告として発布したとされている。^⑦その機能はともかくとして、ここではその構成員を見てみよう。今日、アユタヤ時代も含めて「議政堂の閣僚」の構成を知ることができるのは、『三印法典』に収録されている旧勅令一一(一七四三年)、三六条律(一七五八年)、勅令二(一七八二年)の三篇の法令である。^⑧これらの法令に記載されている「議政堂の閣僚」の構成メンバーを見ると、確かに多くは大臣や局長などの高級官僚である。^⑨ただしその構成にかなりの異同が見ら

れるのも事実であるから、「議政堂の閣僚」は「評議会」というような確固とした組織というよりも、むしろ国政に参与する高級官僚たちを漠然と指す語と考えたほうが妥当ではないだろうか。宛名書き(A) (B)の記された文書は、特定の官僚にはなく、漠然と高級官僚たちに宛てられているとすると、当然当該文書をしかるべき官僚に届ける仲介者が必要となる。その任に当たったのが当直官であると考えられる。少なくともマハータイ、カラーホーム、宮内省の各当直官は交代で毎日議政堂に勤務していた一方で、高官は必ずしも議政堂で政務を執っていたわけではない。したがって、当直官たちが地方から送られてきた文書を接受し、しかるべき官僚に届けていたと考えられる。宛名書き(B)はこのような背景から発生したものと理解できる。

以上、二種の宛名書きから、当直官が上申文書を接受したのち、官僚に送付していたと考えられる。ただし、これだけでは個人宛の上申文書も含めてすべて当直官が接受していたかは不明であるが、これについては今後の課題としたい。

それでは次に上申文書の上奏について考えていきたい。上述のとおり、ダムロン親王は奏聞担当次官が謁見において上申文書を音読して内容を国王に伝達するとしているが、このことは同時代史料によって確認することができる。『二世王朝文書 第三卷 小曆一一七一年一一七四年』に収録されている「白象の受領と祝典記録(第二編)」と題された史料は、小曆一一七四年一月白分十三日から翌年の八月白分一二日(一八二三年一月一四日から七月一〇日)にかけての白象の献上とそれに伴う祝典について日付順に記録されたものである。この史料冒頭の一月白分一二日の条から、チャクラパットビマーン宮殿において、マハータイの奏聞担当次官がポータイサットから送られてきた上申文書の内容を口頭で上奏したのち、二世王が命令文書の発給を命じていることが分かる。ダムロン親王は一九世紀前半においては午前一一時にチャクラパットビマーン宮殿で、午後四時にアマリンウイニチャチャイ宮殿で謁見を行うのが慣例であった、と述べているので、^⑩上奏は謁見時において、音読によってなされていたと考えて間違いない。

ただし、ダムロン親王の言うように、音読上奏が奏聞担当次官の職掌であったかについては注意を要する。公刊されて

いる上申文書の多くはアヌ戦争（一八二七—一八三〇年）におけるものとカンボジアの支配をめぐるベトナムとの戦争（一八三〇—一八三八年）におけるものであるが、アヌ戦争では、地方にあつて軍を指揮している中央官僚のうち、兵部大臣、ローム・プララーチャワン局長、副王宮官僚は一律に上申文書をマハータイの帳簿担当次官に宛て、宛名書きに続けて「国王陛下に上奏し、お知らせ申し上げるよう」という依頼文を記している。一方、対ベトナム戦争においては、総司令官であつた民部大臣は文書をすべて北方担当民部局長に宛て、やはり国王への上奏を求める依頼文を記している。アヌ戦争では帳簿担当次官が、対ベトナム戦争では北方担当民部局長が文書の受付だつたのだろう。ここから、上申文書の上奏は奏聞担当次官に限られていなかった可能性があるといわざるを得ない。

このように、上申文書の音読上奏を誰が担当していたのか判然としない。が、ここではそういった職掌の問題よりも、国王への情報の伝達方式に注目したい。上記のように、戦時でさえ、地方から直接上奏文を提出することはなく、いちいち官僚に上申文書を宛てて、官僚を経てから国王に内容が伝達されていた。

この背景には、前近代タイにおいて、国王に文書を直接宛てることは非礼な行為と見なされていたことがあつたと考えられる。このことは、のちに四世王となるワチラヤーン比丘がスリランカに宛てた書簡に見出せる。一八四五年にスリランカの僧団はシャムの僧侶をはじめ、国王や大臣らにも宛てて六〇通もの書簡を送つてきた。このような書簡の宛て方に対して、ワチラヤーン比丘はパーリ語の返信の中でこのように注意を促している。

このシャムの慣例では、即位灌頂式を行った王こそが「他国の」王に国書を送るのである。他の者たちは「王に文書を送るに」値しない。しかし他の者たちが、国王陛下に上奏するならば、大臣へ、出家者からは長老に「文書を送つて、「もしこれが適切であれば、国王陛下にお知らせください」と、あるいは「適切な状況を判断して、述べるべきことを「国王陛下に」お知らせください」と述べるべきである。かくなさずして、王の名を記して送られてきた文書は、差出人につき返されるか、破却されねばならない。そのような適切でない文書を携えてきた者にも刑が執行されるのである。^⑮

のちの四世王は、国王に直接文書を送られるのは他国の王のみであり、もし俗人が国王に上奏したいのであれば大臣に、僧侶であれば僧団の長老に文書を宛てて、国王への上奏を依頼しなければならないとする。このような慣習を背景に、地方から国王に直接上奏文を提出することは基本的になされず、上申文書はもっぱら官僚の手を経てから上奏に供されたのである。かつ引用にもあるように、官僚は文書の内容が上奏に適しているかの判断を委ねられていた。

以上述べてきたように、地方からの上申文書はまず下級官吏である当直官によって接受されたのち、しかるべき官僚に渡される。官僚は上奏の要不要を判断して、必要であれば一日二度宮殿で行われる謁見に際して、文書を読み上げて国王に内容を伝達した。地方から国王に直接文書を提出することが不可能である以上、上奏の可否判断をする官僚が上申文書の処理過程において優位にあつたといえる。加えて、上奏が謁見という限られた場と時間において、しかも口頭という不安定な伝達形式によってなされていた点を加えれば、国王は上申文書の内容にアクセスしにくい位置にあつたと考えられよう。

それでは次に命令文書について考えていくこととする。

- ① Damrong, *op. cit.*, pp. 39-42.
- ② スッパアクソンは中央政府と朝貢国王間で交わされる文書であるが、本稿では行論の都合上、朝貢国王から中央に宛てられるものを上申スッパアクソン、中央から朝貢国王へ宛てられるものを命令スッパアクソンに区別する。
- ③ CMHMNCM, pp. 47-51, 71-72, 72-74, 93-98, 269; TSJK, pp. 33-37, 39-41, 42, 76-79 453。
- ④ CMHMNCM, pp. 166-167, 292-293, 328-329; TSJK, pp. 52-56, 66-67, 80-81 453。
- ⑤ KTSD, vol. 4, pp. 343-344.
- ⑥ 列挙するに以てのとおりに。括弧内は制定年とクルサーパー版「三印法典」の巻数と頁。旧勅令一二（一七五二年。Vol. 4, pp. 343-344）、旧勅令一三（一七五六年。Vol. 4, p. 353）、旧勅令一三三（一七二七年。Vol. 5, pp. 38-39）、旧勅令三十七（一七〇七年。Vol. 5, pp. 103-105）、旧勅令四八（一七三三年。Vol. 5, p. 139）。
- ⑦ Wales, *op. cit.*, p. 74.
- ⑧ 旧勅令一一（KTSD, vol. 4, p. 327）、三六条律（KTSD, vol. 4, p. 229）、勅令一一（KTSD, vol. 4, p. 261）。
- ⑨ 具体的な構成は Vickers, Michael, "The Constitution of Aythaya An Investigation into the Three Seals Code," Huxley, Andrew (ed), *Thai Law: Buddhist Law*, Bangkok: White Orchid Press, 1996, p. 172 を参照された。

⑩ CMHR2, vol. 3, p. 89.

⑪ Dantong Rachanupitp, Kromphraya (ed), *Cornthet Luang Udon-sombak, Phraratanachomunt* 葬式本, 1962 (1906), pp. 344-345.

⑫ 王宮の準備を司る役所 (Wales, *op. cit.*, pp. 98-99.)

⑬ CMHR3, vol. 3, pp. 29-32, 36, 43-46, 62, 78-81, 99-132, 106-108, 108-116.

⑭ CMHKYT, pp. 4-5, 9-22, 22-23, 237-239, 244-264.

⑮ *Comklaocaydhua, Phrabat Somdet Phra, Praphum Phrarataniphon*

Phasi Bati nai Rachakan thi 4, vol. 2, Bangkok: Rongphim Mahamakut Witthayalai, 1962, p. 586.

⑯ ただしラタナコーシン朝前期において上奏文がなかったわけではなく。しかし上奏文の多くは帳簿の冒頭に記され、その帳簿を國王に提出する旨が記されているに過ぎない。上奏文の付された帳簿として、CMHR2, C. S.1171-1173, pp. 58-69; CMHR3, vol. 1, pp. 92-104; vol. 2, pp. 13-20, 29-38, 77-84, 91-106; vol. 5, pp. 37-39が挙げられる。

第三章 命令文書の書式

命令文書の発給過程を考察する前に、命令文書の書式の分析を通して、その性格を明らかにしておきたい。ラタナコーシン朝前期において、中央政府が地方国・朝貢国に下す文書には、スツパアクションという文書と、サーントラーとかトントラーと呼ばれる文書の二種類があることは、一九世紀半ば以来言われ続けているところである。^①

まず、タイ国の史料学においてスツパアクションとは、大臣が朝貢國王に宛てて発給する文書、ないし朝貢國王が大臣に宛てる文書と定義されている。このうち、本稿では便宜的に前者を命令スツパアクション、後者を上申スツパアクションと呼ぶ。命令スツパアクションの書式について見て行くと、宛名書きに他の文書にはない特徴が見られることが指摘できる。たとえば、二世王の即位とその妨害を企図した者を処刑したことを朝貢國王たちに知らせる、一八一〇年に発給された命令スツパアクション冒頭の宛名書きは以下のとおりである。

クルンテープ・マハーナコン・ポーウォンタワラーワディー・シーアユッタヤー……^②におわす、卓越した徳を備えたお方、エーカートツサロット……王陛下の、御足のもとのお官僚の長たる宰相より、チェンマイ王、ルアンプラバイン王、ウイエンチャン王、チャンパーサク王、「カンボジア王」プラウタイラーチャーテイラートへ親愛の情をもって宛てた、善美なる文字であり、吉祥と

友誼に満ちた言葉^④

このように、命令スツパアクソンは首都の正式名称と王のタイトルを連ねた長い宛名書きを持つ。引用からわかるように、差出人は「宰相 (akḥamaṅraṅgobōdī)」^⑤、この場合は宛先から考えて北方を管轄する民部大臣であり、宛名に見える五人の王はすべて朝貢国王である。このように、命令スツパアクソンは「宰相」から朝貢国王に宛てる文書であった。このような宛名書きに続けて前置詞 *duṅ* が記され、以降本文が書かれてゆく。本文が結ばれると、「スツパアクソン」という文書の名称と日付が書かれる。

ところで、先に述べたようにスツパアクソンは大臣と朝貢国王間で交わされる文書と定義されているのだが、この定義はラタナコーシン朝にのみ当てはまり、それ以前のアユタヤ朝とトンブリー朝では、スツパアクソンはシャムの「宰相」と、スリランカやウイエンチャンといった対等国の「宰相」との間で交わされる外交文書であったと考えられる。そのことは両王朝政府が作成したスツパアクソンの宛名書きからはつきりと分かる。一七五五年にアユタヤからスリランカに送付された、パリー語のスツパアクソン—同語ではスバツカラ [ṅ] *subhakkhara* [ḥ] ^⑥ だが——や、トンブリー時代にウイエンチャンに宛てられたスツパアクソンは、シャムの「宰相」から相手国の「宰相」に宛てられている。^⑤ また、後者のスツパアクソンのひとつには、祐筆局 (*Kōm'Atā*) の役人が清書・捺印・包装した旨が注記されているが、^⑥ 祐筆局が清書・捺印・包装し、その過程を控えに記すことは外交文書の特徴のひとつである。^⑦ これらアユタヤ朝・トンブリー朝期のスツパアクソンとラタナコーシン朝期の命令スツパアクソンの双方の宛名書きを比較すると、宛名が「宰相」から朝貢国王に変わっていることを除いて、基本的な書式は同一であることがわかる。^⑧ ウイエンチャンやルアン普拉バン、チェンマイ、カンボジアといった政体は、一七七〇年代末にタークシンに降り、一世王期には朝貢国として位置づけられ、シャムの支配体系に組み込まれた。それに伴って、シャム王廷から発給されるスツパアクソンはそれまでの書式を継承しつつ、「宰相」から朝貢国王に宛てる文書へと変化したと考えられる。^⑨ それでは、そのような変化に伴って、文書の発給過程も

また変化したのであろうか。かかる点については次章で述べることとしたい。

さて、次にもう一種類の文書、つまりサントラーなどの呼称を持つ命令文書の書式について見ていくが、その前にこの文書の名称について述べておく。このタイプの命令文書には、サントラー、トントラー（ともに官印文書の意）、トントラー・プララーチャシー（獅子印文書）、トララー・プララーチャシー（獅子印）、トララー（印章）といった呼称が存在する。しかし、要はすべて「官印を捺した文書」の意であり、ひとつの様式の文書に対する呼称なので、以下ではこの文書を「官印文書」と言う日本語で呼んでおくこととする。

官印文書の宛名書きは、マハータイが発給したものであれば、「書簡、チャオプラヤー・チャクリーより……へ」である。「書簡 (nangsun)」の語は「サントラー」とも記される。発給者の名は基本的に民部大臣の官位・欽賜名である「チャオプラヤー・チャクリー」である。第一章で述べたように、当該期においてこの欽賜名を帯びた官僚はいないのだが、マハータイが発給する官印文書の差出人には用いられる。この宛名書きは実際に民部大臣が発給しているかに関らず用いられた。なお官印文書は朝貢国、地方国の区別なく宛てられた。

宛名書きに続いて前置詞 *re* が記され、以降本文が書かれるのは他の文書と変わらない。本文が終わると、「書簡、(年月日)において」と記される。「書簡」の語は宛名書き冒頭の語に呼応して、「サントラー」とも記される。

このように、命令スツバアクソンと官印文書は書式と起源を異にしているが、その本文には同じような書式が二種見られる。ひとつは本文が「仰せ出だされるには」ないしこれに類似する文言で始まるものである。国王に関する事に対してのみ用いられる王語が用いられていることから当然主語は国王である。つまりこの本文書式を示す命令文書は勅命を伝達する機能を持つているといえる。これを本文書式 A としておく。

一方もうひとつの本文書式は、まず本文冒頭に「上申していわく」ないし「……に書簡を持たせ、上申していわく」などと記され、これらの文言と指示形容詞 *nan* ないし「上申書の内容は多項目にわたった」という文言との間に上申文書

の要約が示される。これに続いて必ず「上申書を上奏に供した。仰せ出だされるには」と記され、この文言以降に上奏の結果下された王命が書かれていく。この書式は、上申文書を上奏した結果下された勅命を伝達する機能を持っているといえよう。この本文書式をBとする¹⁰⁾。

これら以外にも本文の書式はあるのだが、多くの命令文書の本文はこのA Bいずれかの書式を示している。つまり、当該期において少なくとも形式の上では、地方に対する命令文書の多くは勅命として伝達されていたといえよう。無論、命令文書を国王自身が書いていたわけではないし、記された勅命が一字一句国王の意図と合致しているはずもないのではあるが、たとえ形式上であっても勅命として命令文書が発給されていた事実は軽視できない。国王がどの程度命令文書の発給に関与していたかを明らかにすることは、命令系統における王命の位置、ひいては政治構造における国王権力のありようの解明につながるはずである。このような問題を視野に入れつつ、次章では命令文書の発給過程を明らかにしていくとしよう。

- ① PPR4, vol. 4, pp. 123-124.
- ② Nithi Leostwong, and Akhom Phathiya, *Lakhlan Pravitatsai nai Prathet Thai*, Bangkok: Bannakit, 1982, p. 73.
- ③ シンロンの正式名称。
- ④ CMHR2, C. S.1171-1173, p. 12.
- ⑤ 一七五五年にネロモロート王陛下のアンタヤからシリランカに送付された、バーリ語のストップアタクソンの宛名書は以下のとおり。
 テーヴァ・マホーナガラ・バヴァラドヴァマーラーヴァティ・シリマ
 ュッタヤー……におわすテイバヴァローカマクタ……王陛下の官僚
 団において宰相たる私とり、ムヴァラ・シリランカー殿においで王
 位にあり、シリウマッタナムラにおわす、王座なる大王陛下の御座
 団における宰相に送られた善美なる文字すべて御言葉 (Damrong

- Rachanuphap, Kromphraya (ed), *Ruang Pravitatsahan Phrasong Soyvatwong nai Langkahatwip*, Bangkok: Matichon, 2003(1916), p. 286)。
- วังสราญราชบุรี Suphaphan na Bangchang, Wiratthanakan Ngan Khan Phasa Bait nai Prathet Thai: Caruk, Tamnan, Phongsawatdan, San, Prakit, Bangkok: Munnithi Mahamakutratichawithayalai nai Phraboromaratchaphatham, 1986, pp. 399-407, 449-466 参照。この書簡はバーリ語であるが、以下に掲げるタイ語のストップアタクソンの宛名書と文章構造がよく似ていることがわかる。Narinthewi, Kroma-luang, *Cobnzi Khramsongcam khong Kromluang Narinthevi*, Bangkok: Rangphim Duang Tula, 2003 (1908), pp. 541-589, 27-ムンロー王陛下一七五一年から一七五五年にかけるムンローハンヤン(ナル

ン・シーサッタナーカナフット)に宛てたスツバアクソンの宛名書きは
されている。そのひとつ、一七七四年のスツバアクソンの宛名書きは
次のとおり。

クルンテープ・マハーナコン……におわすエーカートツサロット・
イツサウオーラ・ボロマナーロット・ボロマビット王陛下の、御
足の下の官僚の長たる宰相より、クルン・シーサッタナーカナフツ
ト……の宰相へ、喜びをもって宛てた、善美なる文字であり、美し
く吉祥なる善語、宝玉のいと美言葉 (*ibid.*, p. 555)。

⑥ *ibid.*, pp. 572-573.

⑦ たとえば、一八二六年のシヤム王より阮朝ベトナムの明命帝宛国書
(*phratchasat*)の控えに記された注記 (CMHR3, vol. 2, p. 103)

第四章 命令文書の発給過程

今日現存している命令文書は、実際に地方へ伝達された正文ではなく、中央政府に残された草案ないし写しであるが、
その本文を読んでも文書の発給過程の詳細を知ることは難しい。しかし、草案の末尾にその文書の発給過程が注記されて
いることがしばしばある。たとえば、寅年第四年閏八月白分一日(一八四二年七月八日)付けのチャオプラヤー・チャク
リーよりカンペンペット国主宛官印文書の草案には、

このトララーの草案は、プラーイチユアックどのが作成した。そして八月黒分二二日にバヤー・ラーチャスパーワディー卿、チャオ
クン・ファーンヌアが議政堂において公務を執っているところ、プラ・ラーチャセーナーがこのトララーの草案を読み上げて上申し
た。この草案のとおりに発給させるように命じた。^⑧

と記されている。この注記から当該文書は、プラーイチユアック(帳簿担当次官)が起草し、プラ・ラーチャセーナー(北
方担当民部局奏聞担当副局長)がその草案をプラーヤー・ラーチャスパーワディー(人員登録局長(Cao Krom Suratsawadi))と

を参照。

⑧ 注⑤の引用を参照。

⑨ 命令スツバアクソンの例としては、CMHMNCM, pp. 258-260,
282-283, 285-286; TSJK, pp. 60-65が挙げられる。すべて勅命を
伝達する二種類の本文書式(後述)で書かれている。またその一方で
シヤムへ宛てられるスツバアクソンは、差出人が「宰相」から朝貢國
王へと変化するとともに、前章で見たように、上申書の宛名書きの書
式を採るようになる。

⑩ これら二種類の宛名書きを持つ文書の例については、表1(後述)
の出典を参照されたい。

チャオクン・ファリーヌア（北方担当民部局長）に読み上げたのち、この両者が発給を裁可したことがわかる。この注記が当時タイ語で何と呼ばれていたのかはわからないが、便宜上本稿では「奥書」と呼んでおくことにする。

この奥書には一定の書式が存在することが分かる。多くの場合、奥書は「この……（文書様式名）の草案は（rang…n）」で始まり、「……がこの草案のとおりに発給させるように命じた（sang hai ni pai tam rang ni thoe）」という裁可の文言で終わる。前者の文書様式名には、トラー（官印文書の呼称のひとつ）、スッパアクソン、通行許可証（hangsu boek dan）といった語が見える。後者の文言を必須とすることから、奥書はその草案に基づく命令文書の発給が裁可されたという事実と、誰が裁可したかを明記しておくことを第一の機能としていたことがわかる。このことからはとりもなおさず、当時の行政機構においても、文書の発給には裁可が必要とされていたこと、誰が裁可したかという責任の所在を明らかにしておくなければならなかったことといった、今日にも通じる行政文書に対する姿勢が窺える。

上記の二文言の間と後に、さまざまな事柄が書かれている。以下では裁可の文言を含めて、奥書の構成要件について解説を加える。

（1）起草・修正・閲覧

先の引用にもあるように、起草者が示されることがある。また起草に続いて、

このトラーの草案は、プラ・シーセーナーが作成し、チャオパヤー・スパーワディー卿とチャオクン・ファリーヌアが修正した。
（以下略^③）

といったように、修正した旨が記されることもある。

このトラーの草案は、北方担当民部局長との、プラーイチュアックとの、ルアン・シーセーナーが作成し、大蔵大臣閣下に呈した。（以下略^④）

この場合、起草したのち、大蔵大臣に草案を提出した旨が記されているが、大臣の具体的行為はまったく記されていない。

本稿では、このような上呈された者を閲覧者と呼んでおく。

(2) 上奏・音読

国王が裁可を下す場合、奥書には、

四月白分五日金曜日夕刻、「国王陛下が」サナムチャン宮殿に出御せられた。民部大臣閣下がこのトラの草案を上奏し、ブラ・シーサハテープにすべて読み上げさせた。そして「国王陛下は」この草案のとおりに発給させるように命ぜられた。^⑤

というように、上奏したものと草案を読み上げたものの名が記されることが多い。前者を上奏者、後者を音読者と呼んでおく。両者の違いについては、上奏は草案を作成したことを報告すること、音読はその草案を読み上げて国王に内容を伝達することを示しているのであろう。ここから、国王に対して草案そのものが提出されたのではないことがわかる。

(3) 裁可・同席

すでに述べたように、「この草案のとおりに発給するように命じた」という文言によつて当該命令文書の発給が裁可されたことが示される。裁可者には国王とそれ以外のものが見られるが、王語を除いて裁可の表現に違いはない。なお「この草案のとおりに書いて捺印するように命じた」と記されることもあるため、^⑥具体的には清書と捺印をすることを指すと考えられる。

また上記二例の引用でも見えるように、裁可が行われた場について記された奥書も多い。裁可者が国王であれば、チャクラパットピマーン宮殿やアマリンウイニチャチャイ宮殿であることが多い。それは前述のように、午前一時と午後四時に謁見が行われた場所である。ここから上奏と裁可が行われるのは、毎日二度宮殿で行われていた謁見時であったと考えてよいだろう。一方、官僚が裁可する場合は、官僚の邸宅や議政堂が主であるが、王族の邸宅や人員登録局舎などの語も見られる。

この裁可の文言に続いて、裁可された際に誰が同席していたかが記されることがある。一例を示すと以下のとおりであ

る。

このトララーの草案はチャオクン・ファアイヌアがブライイチユアック卿に修正させた。バヤー・ラーチャスパーワデー卿が公務を執っていると、このトララーの草案を上呈した。そしてこの草案のとおり発給させるように命じた。

命令に際してはルアン・シーセーナが同席した。^①

おそらく同席者は当該文書の発給が確かに裁可されたことの証人として記されているものと思われる。

裁可ないし同席の文言に続いて、誰が宛先まで文書を伝達したかが記されることが多い。ただ、伝達者についての文言は裁可までの過程を記さず、単独で現れることも少なくないため、本稿で考察する奥書の構成要件には入れない。

以上が奥書の中でも比較的よく見られる項目である。ここから、命令文書は起草、修正のち、発給の裁可が下され、清書捺印されて伝達者に渡されることがわかる。奥書にはこれらの要件以外にも起草を命令した旨や、監督した（*peno*）などといった具体的な行為がよく分からない文言が記されることもある。さらに未公刊史料に当たれば、必ず公刊史料に見えなかった奥書の構成要件を見つけられるだろう。そもそも裁可の文言を除いて、上記の項目が必ず記されるというわけではないし、発給過程のすべてが記されるわけでもない。しかしそれでもなお、奥書から文書の発給過程の一端を知ることができるのは確かである。

それでは次にこの奥書をもとに、具体的に誰が文書の発給過程に関っていたかを明らかにしていきたい。公刊された史料から奥書を集めて、その構成要件を文書本体の持つ情報とともに示したものを表1として掲げる。表の左半分が命令文書本体の情報である。具体的には文書の日付、文書の様式、前章で述べた本文書式、宛名書きに見える発信者と受信者、そして本文の内容の順に記した。表の右半分が奥書の構成要件と伝達者である。起草者、修正者、閲覧者、上奏者、音読者、裁可者、同席者について、奥書に記された名と、記されている場合には当該行為がなされた日付と場を示した。すでに指摘したように、奥書はこれらの行為以外にも言及することがあるが、その数があまりにも少ないので、煩瑣を避ける

奥書構成要件						伝達者	出典
修正者	閲覧者	上奏者	音読者	裁可者	同席者		
—	—	民部大臣	—	国王/11月白 分2日火曜/ 象舎	バヤー・ラー チャワムアン ン、ルアン・ コッチャシッ ト、バヤー・ ウタイタム	—	CMHMNCM, p. 15.
—	—	—	—	民部大臣/11 月白分9日火 曜/邸宅	—	—	CMHMNCM, pp. 15-20.
—	—	—	—	ビタックモン トリー親王/ 4月白分3日 /smla thai sanom	—	—	CMHR2, vol. 3, p. 22.
—	—	民部大臣	ブラ・シーサ ハテープ	国王/4月白 分5日金曜/ サナムチャ ン宮殿	—	左部警察ナイ・チャ イバクディー→左部王 宮警察副局長チャム ン・インターマート/ 4月白分9日	CMHMNCM, pp. 31-32.
ブライチャ ック	—	—	—	民部大臣/5 月白分13日/ 邸宅	—	ムーン・ローンサブ マートラー	CMHR3, vol. 2, pp. 40-41.
ルアン・ラー チャセーナー	—	—	—	ルアン・ラー チャセーナー	—	ターオ・ラーチャブ ット、ターオ・プロム ブット/5月黒分7日	CMHR3, vol.4, p. 97.
—	—	ルアン・ラー チャセーナー	—	国王	—	ルアン・チョームバ エ/6月黒分1日	CMHR3, vol.4, p. 97
—	大蔵大臣	北方担当民部 局長	ルアン・アス チットピタッ ク	国王/4月黒 分12日/アマ リン宮殿	—	副王クロムの副局長 チャムン・モンティア ンピタック/4月黒分 14日	CMHKY, pp. 240-246.
—	—	—	ルアン・ラー チャセーナー	民部大臣/7 月白分12日/ 邸宅	—	ターオ・ウバハート/ 7月白分14日	CMHKY, pp. 249-255.
—	—	—	—	民部大臣/7月 黒分10日/邸 宅	—	—	CMHKYT, pp. 103-110.
—	—	ブライチュ アック	ルアン・シー セーナー (上 奏時)	国王/アマ リン宮殿→ブラ ヤー・ラーチ ャスパーワ ディー/6月黒 分9日/左部 警察詰所	—	ピア・ウバハート、 ピア・コート/6月黒 分10日	CMHKYT, pp. 119-130.
—	—	—	—	北方担当民部 局長/6月黒 分6日/議政堂	トンチュアッ ク、ブラ・ビ ビットセー ナー、ナー イ・クウエ ン、ナーイ・ ラット	ブライチュアック	CMHKYT, pp. 136-137.
—	民部大臣	北方担当民部 局長	ルアン・シー セーナー	国王/4月黒 分7日/アマ リン宮殿	—	—	CMHMNCM, pp. 33-38.

ラタナコーシン朝前期における文書処理システム（川口）

表 1 奥書一覧表

No.	命令文書本体							起草者
	日付	日付(西暦)	文書様式	本文書式	発信者	受信者	内容	
1	小暦1164年成年第4年11月白分4日木曜日	1802/9/30	任命書	(任命書)	—	—	チェンマイ王任命	バヤー・プラクラン
2	小暦1164年成年第4年11月白分10日木曜日	1802/10/6	官印文書	A	チャオバヤー・チャクリー	チェンマイのバヤー・ウバラチャーナーなど	軍事状況の報告を命令	—
3	午年第2年4月白分3日月曜日	1811/2/25	官印文書	B	チャオブラヤー・チャクリー	ブラヤー・コーサーティボディー	プラクボンの統治について	—
4	卯年1年4月白分9日火曜日	1819/2/22	官印文書	A	チャオバヤー・チャクリー	バヤー・チェンマイ、バヤー・ラコーンランバーン、バヤー・ランブーン	ビルマ王死去について報告を命令	—
5	小暦1188年成年第8年5月白分13日水曜日	1826/4/20	官印文書	B	チャオバヤー・チャクリー	バヤー・ウタイターニー	関所の防衛を固めるよう命令	—
6	丑年第1年5月黒分6日金曜日	1829/4/24	官印文書	A	チャオバヤー・チャクリー	バヤー・ビッサスローク、ビチャイのルアン・ナー、役人、バヤー・サワンカローク、バヤー・スコータイ	象牙を首都に送るよう命令	—
7	—	—	官印文書	その他	チャオバヤー・チャクリー	アユタヤ守護バヤー・チャイウイット	人員管理	—
8	辰年第4年4月黒分14日月曜日	1833/3/19	官印文書	B	ブラヤー・マハーアムマート	(チャオブラヤー・ボディンデーチャー)	カンボジア情勢について勅命を通知	北方担当民部局長、ブライチユアック
9	巳年第5年7月白分13日	1833/5/31	官印文書	B	チャオブラヤー・チャクリー	ムクダーハン国主ブラ・チャンスリウオン	スワイ受領を通過	ブライチユアック
10	申年第8年7月黒分11日	1836/6/10	官印文書	その他	チャオブラヤー・チャクリー(以下略)	スワンナブームの役人	スワンナブームの国主およびラーチャウオン任命	ブライチユアック
11	酉年第9年6月黒分9日曜日	1837/5/13	官印文書	B	チャオブラヤー・チャクリー	ブラ・ビレンタラデーブ、ノンカイ国主ブラ・バトゥムデーワー、ノンハン国主ブラ・ビタックケートカン	ヴィエンチャンのラーオ人の処置について指示	ブライチユアック、ルアン・シーサーナー/6月黒分7日
12	戌年成就年6月黒分7日火曜日	1838/5/15	官印文書	A	ブラヤー・マハーアムマート	チャチューンサオのルアン・ヨクラバット、役人	カンボジア王族オン・ドゥアンの水牛および牛車を守るよう命令	—
13	小暦1200年成年成就年4月黒分12日曜日	1839/3/10?	官印文書	A	チャオバヤー・チャクリー	バヤー・チェンマイ、バヤー・ラコーン、バヤー・ランブーン	英人來進	ブライチユアック
	小暦1200年成年成就年4月黒分12日曜日	1839/3/10?	官印文書	A	チャオバヤー・チャクリー	バヤー・チェンマイ、バヤー・ラコーン、バヤー・ランブーン	英人への家畜売却禁止	—

奥書構成要件						伝達者	出典
修正者	閲覧者	上奏者	音読者	裁可者	同席者		
—	—	—	—	チャオクン・ファイヌア、ブライチュアック	—	ナーイ・リッティイ/5月白分1日	CMHMNCM, pp. 40-41.
—	民部大臣	北方担当民部局長	ルアン・シーセーナ	国王/4月…日/アマリン宮殿	—	バヤー・スレーンラーチャセーナ	CMHMNCM, pp. 42-43.
—	—	—	—	北方担当民部局長	—	ブラヤー・ノラーラーチャモントリー/2月白分4日	CMHKYT, pp. 191-194.
—	—	—	—	ブラヤー・ラーチャスパーワディー/4月黒分7日/邸宅	クン・アマリン、クン・プロム	—	RRMNAS, pp. 48-51.
—	チャオバヤー・スパーワディー/8月白分12日/議政堂	チャオクン・ファイヌア	ルアン・シーセーナ	国王/8月黒分6日/チャクラバットピマーン宮殿	—	—	CMHMNCM, pp. 55-59.
—	—	—	ブラ・ラーチャセーナ	バヤー・ラーチャスパーワディー、チャオクン・ファイヌア/8月黒分12日/議政堂	—	アーボーン王子/8月黒分12日	CMHMNCM, pp. 60-63.
—	チャオクン・ファイヌア→チャオクン・ラーチャスパーワディー	チャオクン・ファイヌア、ブライチュアック	ルアン・シーセーナ	国王/10月白分6日/チャクラバットピマーン宮殿	—	カンベンベットの書記クン・アクソン/10月白分2日(?)	CMHMNCM, pp. 65-70.
—	—	チャオクン・ファイヌア	ルアン・シーセーナ	国王/10月黒分1日/アマリン宮殿	—	バヤー・チャーオ、ターオ・シッティ、セーン・シーサバー/10月黒分7日	CMHMNCM, pp. 99-104.
チャオクン・ファイヌア、ブライチュアック、チャオクン・シビバット	—	チャオクン・ファイヌア	ルアン・シーセーナ	国王/12月白分1日/アマリン宮殿	—	書記官クン・アクソン/12月白分2日	RKK, pp. 17-29.
—	—	—	—	ブラヤー・シーサハテープ、ブラヤー・マハーテープ	—	ルアン・インモンティアン/8月白分1日	RRMNRS, pp. 62-66.
—	—	—	—	北方担当民部局長/10月…日/左議政堂	—	—	RKK, pp. 32-34.

ラタナコーシン朝前期における文書処理システム（川口）

命令文書本体								
No.	日付	日付(西暦)	文書様式	本文書式	発信者	受信者	内容	起草者
14	亥年第1年5月白分1日土曜日	1839/4/4?	通行許可証	(通行許可証)	民部当直官 ナーイ・ラットルアットボン	勅使、沿道諸国の国主・役人	英人の通行許可	書記官アン・アッカスントーン
15	小暦1201年亥年第1年5月白分1日土曜日	1839/4/4?	官印文書	A	チャオバヤー・チャクリー	バヤー・チェンマイ、バヤー・ラコーン、バヤー・ランブーンなど	英緬関係	ブライチュアップ
16	小暦1201年亥年第1年2月白分4日水曜日	1840/1/8	官印文書	A	チャオブラヤー・チャクリー	民部大臣チャオブラヤー・ボディンデーチャー	衣服の下賜を通過	ルアン・シーセーナ
	亥年第1年2月白分4日水曜日	1840/1/8	官印文書	A	チャオブラヤー・チャクリー閣下	ブラーチンブリーおよびカピンブリーを守護する役人	下賜品の衣服をブラタボンに届けるよう命令	
17	子年第2年4月黒分8日月曜日	1841/2/23	官印文書	B	チャオブラヤー・チャクリー	ナコーン・ラーチャシーマーを守護するブラヤー・バラット、役人	バクトンチャイのスイを徴収するよう命令	—
18	寅年第4年8月黒分9日	1842/6/19	官印文書	B	チャオバヤー・チャクリー	バヤー・チェンマイなど	ビルマ情勢	—
19	寅年第4年閏8月白分1日金曜日	1842/7/8	官印文書	その他	チャオバヤー・チャクリー	バヤー・カンベーンベットなど	象の輸送	ブライチュアップ
20	寅年第4年10月白分8日月曜日	1842/9/12	官印文書	A	チャオバヤー・チャクリー	バヤー・チェンマイ、ランバーンのバヤー・ラコーン、ランブーンのバヤー・ウバラット、ターク、のバヤー・インタキリ、バヤー・カンベーンベットなど	チーク材伐採料をバンゴクに送付するよう命令	ブライチュアップ
21	小暦1205年卯年第5年19月黒分5日水曜日	1843/9/13	官印文書	B	チャオバヤー・チャクリー	チェンマイのバヤー・チェンマイなど	チェンマイが崩らえたビルマ人は王族ではないことを通過	ブライチュアップ
22	卯年第5年12月白分2日火曜日	1843/10/24	官印文書	B	チャオブラヤー・チャクリー	兵部大臣チャオブラヤー・プラクラン	アユタヤ地方における運河堰き止め工事について	ルアン・シーセーナ
23	辰年第6年7月黒分13日水曜日	1844/6/13	官印文書	B	ブラヤー・マハーアムマート	チャオブラヤー・ナコーンラーチャシーマー	象の献上と偽造貨幣役取について	—
24	辰年第6年10月黒分13日水曜日	1844/10/9	官印文書	その他	ブラヤー・マハーアムマート	旧都守護ブラヤー・チャイイウイット	水牛暗取事件関係者をバンゴクに護送するよう命令	—

奥書構成要件						伝達者	出典
修正者	閲覧者	上奏者	音読者	裁可者	同席者		
—	—	チャオクン・ファアイヌア	ルアン・シーセーナ (上奏時)、ルアン・テーペーン (兵部大臣に上申時)	国王/3月黒分10日/アマリン宮殿→兵部大臣バヤー・ブラクラン/3月黒分12日/左議政堂	—	チェンマイのセーン・ターニー、ターオ・パーブ/3月黒分14日	CMHMNCM, pp. 111-116.
—	チャオクン・ファアイヌア	—	—	ブライチュエック/3月黒分12日/議政堂	—	バヤー・ラタナムアンケオ	CMHMNCM, pp. 116-117.
—	—	—	—	北方担当民部局長/4月黒分1日/日曜/左議政堂	—	ムーン・ウイセート/4月黒分3日	RKK, pp. 37-41.
—	—	—	—	ブ ラ ヤー・ラー チャ スパーワディー、チャオクン・ファアイヌア	—	ブラ・バクディスナット	RRMNRS, pp. 67-68.
ブライチュエック	—	—	—	バヤー・ラーチャスパーワディー/15日	ルアン・シーセーナ	ソムバットボーディンの孫中国人バット・シアチャック (?) /5月黒分5日土曜	CMHMNCM, pp. 130-131.
—	—	—	—	チャオクン・ファアイヌア	—	小姓ナーイ・ラーチャブリダー/5月黒分5日土曜	CMHMNCM, pp. 131-132.
—	—	—	チャオクン・ファアイヌア	ブ ラ ヤー・ラー チャ スパーワディー、ブライヤー・バットピチャイ/10月白分11日	ルアン・テーペーン	首都省のクン・ノラバーン/10月白分11日土曜	RKK, pp. 47-51.
—	—	—	—	ブ ラ ヤー・ラー チャ スパーワディー/3月白分9日/登録局局舎	—	ルアン・ビビットサーリ/3月白分10日	RKK, pp. 41-44.
バヤー・ラーチャスパーワディー、チャオクン・ファアイヌア	—	人員登録局長	ブラ・ラーチャセーナ	国王/6月白分5日/アマリン宮殿	—	ナーイ・ノイマハープロム/6月白分8日	CMHMNCM, pp. 180-186.
バヤー・ラーチャスパーワディー	—	バヤー・ラーチャスパーワディー	ブ ラ ・ シーセーナ	国王/11月白分3日/アマリン宮殿	バヤー・バムレーバック、バヤー・ビバットコーサー、バヤー・チャョーデックラーチャセート、バヤー・マハーテープ、ブラ・スリヤバクディ、ブラ・ナリンセーニー	—	CMHMNCM, pp. 189-201.

ラタナコーシン朝前期における文書処理システム（川口）

命令文書本体								
No.	日付	日付(西暦)	文書様式	本文書式	発信者	受信者	内容	起草者
25	辰年第6年4月白分2日曜日	1845/3/9	官印文書	B	チャオバヤー・チャクリー	チェンマイのバヤー・ウイチェンブラカーンなど	北方の情勢について	ブライ・チュエアック、ルアン・シーセーナ
26	小暦1206年辰年第6年4月白分2日曜日	1845/3/9	官印文書	B	チャオバヤー・チャクリー	ランブーンのバヤー・ランブーンなど	チーク材献上について返答	ルアン・シーセーナ
27	辰年第6年4月黒分1日	1845/3/23	官印文書	その他	ブラヤー・マハーアムマート	旧都のルアン・マハータイなど	原告の中国人ユーを勅使に引き渡すよう命令	—
28	巳年第7年5月黒分5日金曜日	1845/4/25?	官印文書	B	チャオブラヤー・チャクリー	チャオブラヤー・ナコーンラーチャシーマー	象の献上について	—
29	巳年第7年5月黒分5日木曜日	1845/4/25?	官印文書	A	チャオバヤー・チャクリー	バヤー・カンペンベット	チェンマイに象を取りに行くよう命令	チャオクン・ファアイヌア
30	巳年第6年5月黒分2日(ママ)	1845/4/23	官印文書	A	バヤー・マハーアムマート	治道諸国の国主、役人	チェンマイから首都へ象を送るよう命令	—
31	小暦1207年巳年第7年10月白分13日土曜日(?)	1845/9/14	官印文書	B	チャオブラヤー・チャクリー閣下	旧都のブラ・バラットなど	強盗事件について勅使とともに審理に当たるよう命令	チャオクン・ファアイヌア
	巳年第7年3月白分9日木曜	1846/2/5	官印文書	その他	ブラヤー・ラーチャスパーワデー	旧都のブラ・バラット、役人	アユタヤの公租を軍に供出するよう命令	—
32	巳年第7年3月白分10日木曜	1846/2/6	官印文書	その他	チャオブラヤー・チャクリー	旧都のブラ・バラット、役人	地租横領事件を審理するよう命令	ブラ・シーセーナ
33	未年第9年6月白分6日火曜日	1847/4/20	官印文書	B	チャオバヤー・チャクリー	チェンマイのバヤー・ウバラートなど	ビルマ情勢について返答	ルアン・シーセーナ
34	小暦1209年11月黒分5日金曜日	1847/10/29	官印文書	A	チャオバヤー・チャクリー	チェンマイのバヤー・ラーチャウオン、ランバーンのバヤー・ウバラート、ランバーンのバヤー・ウバラートなど	チェンマイ王およびウバラート任命	ブラ・シーセーナ

奥書構成要件						伝 送 者	出 典
修 正 者	閲 覧 者	上 奏 者	音 読 者	裁 可 者	同 席 者		
バヤー・ラー チャスパーワ ディー	—	バヤー・ラー チャスパーワ ディー	ブラ・シー セーナー	国王/11月白 分3日/アマ リン宮殿	バヤー・ハム レーバック、 バヤー・ピバ ットローサー、 バヤー・チ ョー・チック ラーチャセー ト、バヤー・ マハーテープ、 ブラ・スリヤ バクディ、ブ ラ・ナリン セーニー	—	CMHMNCM, pp. 201-206.
—	—	—	—	バヤー・ラー チャスパーワ ディー/11月 黒分11日/邸 宅	—	チェンマイのバヤー・ チャイシットイアクソ ンナンカムター/11 月黒分11日	CMHMNCM, p. 224.
—	—	—	—	ブラ・シーサ ハテープ/6 月白分9日	—	漕 艇 局 の Pothonchanphanruan g (?)	RKK, pp. 94-100.
—	—	—	—	民部大臣	—	左部王宮警察ムーン・ ビーロム/12月白分10 日金曜	CMHMNCM, pp. 265-266.
—	—	—	ブラ・ラーチ ャセーナー	ウオンサーテ イラーサニッ ト親王、民部 大臣/宮、邸 宅/1月白分 10日曜	ルアン・チャ ムノンバクデ イー、 ナー イ・サワット、 ルアン・ボツ チキウィラー ト、タン・ウ ドム	ワンチャイ大蔵局のク ン・ナツティ/1月白 分13日水曜	CMHMNCM, pp. 258-264.
—	—	—	ブラ・ラーチ ャセーナー	民部大臣	—	バヤー・プロムシン	CMHMNCM, p. 268.
—	—	—	—	ウオンサーテ イラーサニッ ト親王/1月 白分12日/邸 座船	ブラヤー・タ ーク	—	RKK, pp. 111-113.
—	—	—	—	ブラ・シー セーナー	—	—	RKK, pp. 113-114.
—	—	—	—	ブラ・シー セーナー	—	—	RKK, pp. 121-130.
—	—	—	—	ブラ・ラーチ ャセーナー	—	チャイナートのルア ン・バラット/1月白 分8日曜	CMHMNCM, pp. 294.

ラタナコーシン朝前期における文書処理システム（川口）

命令文書本体								
No.	日付	日付(西暦)	文書様式	本文書式	発信者	受信者	内容	起草者
35	小曆1209年11月黒分5日金曜日	1847/10/29	官印文書	A	チャオバヤー・チャクリー	チェンマイのバヤー・ウバラート代理ナーイ・ビムサーン、ランバーンのバヤー・ウバラート、ランプーンのパヤー・ウバラートなど	ランプーン国主任命	ブラ・シーセーナー
36	未年第9年11月黒分11日水曜日	1847/11/3	官印文書	A	チャオバヤー・チャクリー	チャイナートのルアン・パラット、果樹園覆篭徴収請負人クン・バムルンソムバットなど	チェンマイ王に築を提供するよう命令	—
37	午年成就年	1858	官印文書	A	チャオブラヤー・チャクリー	チャオブラヤー・マハーシリタム、プラヤ・サラブリーなど	チェンテンのセーン王子をアユタヤの御休息所に宿泊させるよう命令	ルアン・シーセーナー
38	未年第1年12月白分10日金曜日	1859/11/4	官印文書	その他	民部大臣チャオバヤー・ニコンポーティン	バヤー・ラーチャウオーラスクン、プラ・シーサハテーパー	北タイの情勢および降雨量について通達	ブラ・ラーチャセーナー
39	未年第1年白分13日水曜日	1859/12/7	スツバアクソン	A	(宰相)	ランプーン王など	在バンコク・イギリス総領事ショーンバークの北タイ視察について通達	ブラ・ラーチャセーナー
			官印文書	A	チャオバヤー・チャクリー	ランバン王代理チャオ・ウバラート、チェンマイのチャオ・ウバラートなど		
	未年第1年白分13日水曜日	1859/12/7	官印文書	A	チャオバヤー・チャクリー	タークのバヤー・タークなど	総領事一行に便宜を図るよう命令	
	未年第1年白分13日水曜日	1859/12/7	官印文書	A	チャオブラヤー・チャクリー	沿道諸国の国主、役人	総領事一行に便宜を図るよう命令	
未年第1年白分13日水曜日	1859/12/7	官印文書	その他	ブラ・ラーチャセーナー	タークのバヤー・ターク、プラ・ウィットラクサー、役人	命令文書に従うよう指示		
40	未年第1年2月黒分12日水曜日	1860/1/19	官印文書	その他	チャオバヤー・ニコンポーティン	バヤー・ターク、役人	人員管理	ブラ・ラーチャセーナー
41	酉年第3年1月白分12日土曜日	1861/12/14	官印文書	A	チャオブラヤー・チャクリー	旧都のブラヤー・ボーラーンブラスラックなど	離宮造営のために短瓦・石灰を用意するよう命令	—
42	亥年第5年8月白分15日火曜日	1863/6/30	官印文書	A	チャオブラヤー・チャクリー	ブラヤー・アーハンポリラック	行幸に際して劇場を設置するよう命令	ブラ・シーセーナー
43	亥年第5年4月白分15日火曜日	1864/3/22	官印文書	A	チャオブラヤー・チャクリー	旧都のブラヤー・ボーラーンブラスラックなど	仏像製作のために粘土を採取するよう命令	ブラ・シーセーナー
44	丑年第7年1月白分7日土曜日	1865/11/25	官印文書	その他	チャオバヤー・ブートランバイ	ランバン王、チャオウバラート・チャウオン	チーク材売買契約について指示	ブラ・ラーチャセーナー

奥書構成要件						伝達者	出典
修正者	閲覧者	上奏者	音読者	裁可者	同席者		
—	—	—	—	民部大臣	—	チェンマイのナーン・カム/12月黒分5日火曜	CMHMNCM, pp. 315-316.
—	—	—	—	民部大臣	—	役人クン・ウィチャーノ/12月黒分5日火曜	CMHMNCM, pp. 315-317.
—	—	—	バヤー・チャーセーンボディー、クン・ビビットアクソン	民部大臣/5月白分5日土曜/邸宅	—	ナーイ・チャムルーン、ブラ・マハーテーブ/5月白分11日金曜	CMHMNCM, pp. 319-323.
—	—	—	—	民部大臣	ノンタブリーの登記ルアン・サックセーニー	プラーチンプリーの物納税貢納隊長クン・イン	TSKK, pp. 137-138.
—	—	プラーヤー・チャーセーンボディー	—	民部大臣/8月白分9日	プラー・ラーチャーセーナー、クン・ビビットアクソン	—	CMHMNCM, pp. 337-338.

ために表からは除外した。

それでは奥書の構成要件のうち、比較的事例が多く、かつ発給過程において重要であると思われる、起草者、上奏者、上奏時における音読者、裁可者について見ていこう。

まず起草者についてである。表から起草者は三四例、うちその欽賜名から北方担当民部局帳簿担当副局長が二二例、帳簿担当次官が一〇例、北方担当民部局奏聞担当副局長五例であった。事例が少ないため断定はできないが、このような中級ないし高級官僚が起草を担当していたと考えられる。ダムロン親王は命令文書の起草を行うのは奏任官 (Kha ratchakan chan san'yabat) としているが、^⑧具体的には上記の官僚たちであったことが分かる。

草案は他の官僚による修正や閲覧を

ラタナコーシン朝前期における文書処理システム（川口）

命令文書本体								
No.	日付	日付(西暦)	文書様式	本文書式	発信者	受信者	内容	起草者
45	寅年第8年12月黒分5日火曜日	1866/11/27	官印文書	その他	チャオバヤー・ブートルーパイ	アユタヤのバヤー・チャイウイチットなど	盗賊の逮捕・審理を命令	—
46	寅年第8年12月黒分5日火曜日	1866/11/27	官印文書	その他	チャオバヤー・ブートルーパイ	アユタヤのバヤー・チャイウイチットなど	河川の水位の報告を命令	—
47	辰年依然第9年5月白分10日木曜日	1868/4/2	官印文書	その他	民部大臣チャオブラヤー・ブートルーパイ	チェンマイのブラチャオ・カーウイロートスリヤウオンなど	イギリスの領事裁判権下のビルマ人の審理について指示	バヤー・チャー・セーンボディー、タン・ピビット、アクソン/邸宅
	辰年依然第9年5月白分10日木曜日	1868/4/2	官印文書	その他	民部大臣チャオブラヤー・ブートルーパイ	チェンマイ王ブラチャオ・カーウイロートスリヤウオンなど	イギリスの領事裁判権下のビルマ人の審理について指示	
	辰年依然第9年5月白分10日木曜日	1868/4/2	官印文書	その他	民部大臣チャオブラヤー・ブートルーパイ	チェンマイ王ブラチャオ・カーウイロートスリヤウオンなど	イギリスの領事裁判権下のビルマ人の審理について指示	
	辰年依然第9年5月白分10日木曜日	1868/4/2	官印文書	その他	民部大臣チャオブラヤー・ブートルーパイ	タークのブラヤー・ターク、役人	イギリスの領事裁判権下のビルマ人の審理について指示	
	辰年依然第9年5月白分10日木曜日	1868/4/2	官印文書	その他	民部大臣チャオブラヤー・ブートルーパイ	タークのブラヤー・ターク、役人	イギリスの領事裁判権下のビルマ人の審理について指示	
48	辰年成就年7月白分11日月曜日	1868/6/1	官印文書	その他	民部大臣チャオブラヤー・ブートルーパイ	シアマラートの法務官ブラ・ウイセートモントリー、役人	フランスの領事裁判権下にある原告、被告をフランス朝に引き渡すよう命令	ブラ・ラーチャセーナー
49	辰年成就年8月白分10日月曜日	1868/8/29	官印文書	B	ブラヤー・チャクリー	左部王宮警察局長ブラ・マハーテープ	シャンンの審理について指示	—

[注]

*本文書式とは、第三章で述べたように、A勅命を伝達する書式、B上申文書の上奏の結果下された勅命を伝達する書式である。

*奥書に日付、場所が記されている場合は、これを併記する。また裁可などが2度に及ぶ場合は矢印で順番を示す。

経てたのち、発給の裁可が下される。すでに述べたように、裁可者が国王である場合、奥書には上奏者と音読者の名が記されることが多いが、上奏者については裁可者のところで言及することとし、ここでは上奏に際して音読が誰によってなされたかについて指摘しておきたい。音読者は一四例あり、うちその欽賜名から北方担当民部局帳簿担当副局長が一一例である。ダムロン親王は奏聞担当次官がこの任を担当していたと記しているが、^⑨奏聞担当次官の名は一度も現れない。

それでは次に裁可者についてであるが、裁可は文書の発給過程における最も重要な行為といっても過言ではない。裁可権が誰に帰属していたかを明らかにすることは、文書処理や政治システムそのものの性格を知る上で有効な手

がかりとなると考える。そのため以下では裁可者について詳しく見ていくこととする。

裁可者は五七例を得ることができた。そのうち、国王が一五例と最多を示しているが、まず国王以外について見ていく。裁可者五七例のうち、民部大臣が一二例、北方担当民部局長（チャオクン・ファィヌア）と人員登録局長ブラヤー・ラーチャスパーワデーがそれぞれ八例を示し、^⑩ 国王を除けばこの三名が主に裁可を下していたと考えられる。この三名のうち、民部大臣がマハータイから被管地方への文書の発給を裁可していることに問題はないだろう。それでは他の二名はどうであろうか。兩名が裁可を下しているのは、表から一八三七年から四七年であることがわかる。この時期、シャムはカンボジアの支配権を巡って阮朝ベトナムと断続的に戦火を交えていた。当時の民部大臣チャオプラヤー・ボディンデーチャーは総司令官としてカンボジアに赴き、長期にわたって首都を空けることもしばしばであった。そのため大臣不在の間、北方担当民部局長と人員登録局長（本名トー・カンラーヤナミット、のちの民部大臣チャオプラヤー・ニコンボディン）が、大臣に代わって裁可の任に当たっていたものと思われる。

このようにマハータイから発給される文書は大臣ないし大臣代理の官僚によって裁可されていたが、国王が裁可を下す際にも、大臣ないし大臣代理を経由していたことに注意しなければならない。前述のとおり、裁可者五七例のうち国王が最多の一五例である。しかし上奏者を見ると、全十六例中、北方担当民部局長が八例、人員登録局長が三例、民部大臣が二例となっており、大臣ないし大臣代理が上奏の任に当たっていたと考えられる。つまり草案の多くは大臣・大臣代理に提出されたのち、彼らによって裁可されるか、国王の裁可を得るために上奏されるか、いずれかの経路をたどっていたのである。自身で裁可を下すか国王に裁可を求めるかを専断できたのかは分からないが、発給プロセスにおいて、大臣・大臣代理がかなり重要な位置にあったことは指摘できよう。

ここで、実際の統治行為における国王とマハータイ官僚との関係性をより明確にするために、命令文書の本文書式と裁可者との関係について言及しておきたい。前章で述べたように、命令スツバアクション、トラー双方とも本文の多くは勅命

を伝達する書式で書かれていた。表1の本文書式の欄には、勅命を伝達する書式をA、上申文書の返答としての勅命を伝達する書式をBとして記している。命令文書五九点のうち、勅命を伝達するA・Bの本文書式を持つものは四六点、うち國王が裁可したものは一三点である。つまり、命令文書の多くは勅命として発給されているにもかかわらず、國王はその内容を知らされていないのである。官僚は自らの命令を勅命として発給している、ないし命令に正当性と拘束力を付与するために、勅命であることを明記しているものと考えられる。このような命令文書のシステムにおいては、國王自身の指示は官僚の命令の中に埋没し、國王が自身の意図を実際の統治行為に反映しがたいのではないだろうか。

なお案件と裁可者との関係について言えば、朝貢國王の任命(表1 No 1, 34, 35)や、アユタヤ滅亡以来の敵対国であるビルマに関係する文書(表1 No 4, 15, 21, 25, 33)は國王の裁可を仰いでいたことがわかる。案件内容と発給過程との関係については、さらに多くの事例を集めれば様々なことがいえるであろう。今後の課題としたい。

さて、裁可がなされた後は清書と捺印がなされる。ダムロン親王は当直官が清書を行っていたとするが、現段階では判断としない。

次に捺印についてである。署名があまり一般的でなかった前近代タイにおいて、捺印は文書に公証力を付与するほとんど唯一の手段であった^⑩。そこで捺印の重要性に鑑み、少し詳しく述べていくことにする。マハータイにおける捺印については、興味深い史料が残されている。それは「小暦一九二二年捺印台帳」と題された帳簿史料である。この「捺印台帳」には、小暦一九二二年九月白分一〇日から二月白分六日(一八三〇年七月三〇日から一〇月二日)まで、ほぼ毎日誰がどのような内容の文書に、合計何通捺印したかが記されている。メモ書きに近く、文意が取りにくいところが多いが、試訳を以下に掲げる。^⑪

一〇月白分七日 捺印 当直ナリー・チャムナン ナコンチャイシーへ、賊がラーチャブリーのプラ・モンティアンの隊の象を盗んだ件の審理、一「通」。ロップブリーへ、ルアン・ワーステープに石膏焼成の催促に行かせる、一「通」。[合計]二「通」。当直ナリー

イ・クウエーン プラチム「フリー」へ返答、チャナイイ(タナイイ?)であるラーオ人をターン・ソームに居住せしめる、一「通」。
ペッチャブーンへ、煙草税徴収請負人任命、一「通」。「合計」二「通」。「合計」四「通」。書記官ルアン・アッカストーンが、書記官の代理としてナイイ・コーンをして免税証書に捺印させた。免税証書は、文民側として、宮内省一五「通」、港務局四〇「通」、農務省二四「通」、右部高等義勇兵「局」一「通」、在家信者八六「通」、ローム「プララーチャ」ワン「局」三三「通」、先任のパラモン・医師(?)五「通」。「総計」二〇四「通」。

「捺印台帳」は、まず日付が記され、次に「捺印(๕๕๕)」と書かれ、続いてどこに宛てた、いかなる内容の文書に誰が何通捺印したかが記されていくのが基本的な書式である。最後にその日に捺印した文書の総数が示される。「捺印台帳」は、官印使用の責任の所在を明確化する機能を持っていると考えられる。さらに捺印されたのち地方に送付される点を考えれば、命令文書の發送記録とも言えるだろう。

この「捺印台帳」から、捺印の任に当たっていたのは主に当直官であったことが分かる。その他書記官ルアン・アッカストーンも捺印しているが、頻度は低い。また捺印する場には、当直官が勤務する議政堂であったと考えられる。ここから、捺印は書記官が担当し、大臣邸でなされるというダムロン親王の記述は、この時代には当てはまらない。なお、当直官たちが文書に捺していた印章は、民部大臣の印章である獅子印(Ua pharatchas)である。獅子印は用途によって複数用意されていた^⑧が、文書の正文が失われた今、その使用法を確認することはできない。

捺印がなされたのち、実際に文書を宛先まで届ける役人に渡される。その事実が草案に記されたのち、草案は当直官によって議政堂に保管されたと思われる^⑨。

以上、マハータイにおける命令文書の発給過程を検討してきた。そこで明らかになった発給過程を図示すると、図2のようになる。まず図2-1は国王以外が裁可する場合である。まず帳簿担当次官、北方担当民部局帳簿担当副局長、北方担当民部局奏聞担当副局長といった官僚によって草案が作成される。草案は他の官僚によって修正や閲覧がなされたあと、

図2 命令文書の発給過程

図 2-1 国王以外が裁可を下す場合

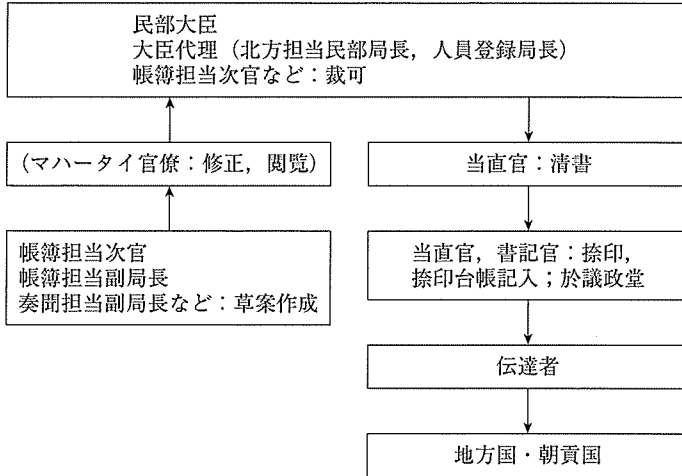
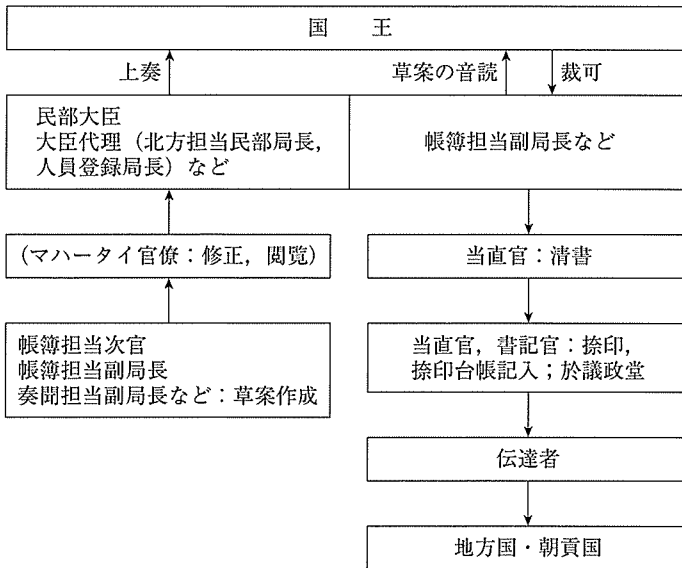


図 2-2 国王が裁可を下す場合



発給の裁可が下される。裁可は基本的に民部大臣ないし、大臣不在の場合は代理を務めていたと考えられる北方担当民部局長や人員登録局長が行った。国王が裁可を下す場合は図2-12に示したように、主に民部大臣ないし大臣代理が一日二度の謁見時に上奏し、主に北方担当民部局帳簿担当副局長が草案を読み上げた。裁可を得た文書は清書され、議政堂において当直官によって獅子印が捺印された。同時に当直官は捺印した事実を台帳に記録しなければならなかった。最後に当直官から伝達者に文書正文が渡され、その事実が草案に記録された。前章で述べたように、トンブリー朝では祐筆局から発送されたスツパアクソンも、当該期ではこのような発給過程を辿ることが確認できた。²⁰⁾

- ① CMHMNC, p. 63, 表1 No 19.
- ② 人員登録簿の管理を司る役所。マハータイとは別の組織である。
- ③ CMHMNC, p. 186, 表1 No 33.
- ④ CMHKY, p. 146, 表1 No 8。
- ⑤ CMHMNC, p. 32, 表1 No 4。
- ⑥ CMHMNC, p. 201, 表1 No 34。
- ⑦ CMHMNC, p. 131, 表1 No 29。
- ⑧ Damrong, *Thasaphiban*, p. 40.
- ⑨ *ibid.*, p. 41.
- ⑩ 以下、帳簿担当次官四例、北方担当民部局奏聞担当副局長、同局帳簿担当副局長、ウォンサーティラートサニット親王がそれぞれ二例、ピタックモントリー親王、兵部大臣、左部王宮警察局長、ローム・プラーチャワン局長がそれぞれ一例である。
- ⑪ *ibid.*, p. 40.
- ⑫ たとえば四世王は、官印が捺されている文書であれば何でも真正と見なす風潮を嘆き、署名を併用することを義務付けている (PPR4, vol. 2, pp. 69-73)。
- ⑬ CMHR3, vol. 5, pp. 39-47.
- ⑭ 正確には、九月黒分六日以前の記述もごくわずかに見えるが、冒頭が欠けており、何日にあたるのかは不明である。
- ⑮ この「捺印台帳」から、この期間中に一五〇九通の文書に捺印がなされ、そのうち二五四通が免税証書 (*ra phum khun ham*) であることがわかる。この数値は、とれだけの文書が中央政府から発給されたかを知る、数少ない手がかりとなるだろう。なお、免税証書とは諸々の税の免除を認可する文書であり、完全に一定の書式で書かれていた。もともとは王の御座船の漕ぎ手やモン人部隊、チャム人海軍など特定の集団に与えられていたが、三世王期に付与対象が拡大された。これらのことはCMHR3, vol. 1, pp. 29-79に掲載されている。三一点の免税証書から分かる。
- ⑯ ただし、この「台帳」は原史料の形式を忠実に転写していない可能性がきわめて高い。当該期の帳簿の形式については小泉順子「徭役と人頭税・兵役の狭間」「上智アジア学」一七、一九九九年、六七頁を参照された。
- ⑰ Damrong, *loc. cit.*
- ⑱ Damrong Rachanuphap, Kromphrayā, *Phraratchaphongsawatudin Ratchakin the 5, Bangkok : Matchon, 2002 (1961)*, pp. 4-11.

①⑨ ダムロン親王によれば、四世王期以前の文書は議政堂の屋根裏に無秩序に保管されていたという (Damrong, *Thesaphiban*, p. 40)。

②⑩ 表1 No 39と「捺印台帳」一〇月黒分二二日〇条(CMHR3, vol. 5, p. 44)を参照。

むすびにかえて

以上、マハータイを事例として、上申文書と命令文書の処理過程を考察してきた。文書処理に関する具体的な官吏も明らかにすることができた。特に上申文書の接受や命令文書の清書捺印を担当していた当直官は位階こそ低い、ルーティンな事務を処理する重要な役人であったことは特筆されてよい。①本稿で述べてきた文書処理過程は、マハータイとともに地方統治を担当するカラーホームと大蔵省にも大枠は当てはまると思われる。それでは、本稿で明らかにしてきたような文書処理システムを有していた中央政府はいかなる性格を備えていたのであろうか。以下では文書処理システムから見えてくるラタナコーシン朝前期の政治体制の性格について、政務システムに対する四世王モンクット(在位一八五一―一六八年)の認識に言及しつつ、考えてみたい。

地方からの上申文書は、必ず官僚の手を経て、謁見において口頭で国王にその内容が伝達されていた。これに加えて、国王に文書を直接提出することができなかったことを考え合わせれば、国王が地方からの報告にアクセスする経路はかなり狭められていたといえよう。中央の高官が地方からの報告を握りつぶすことも可能であったらうし、官僚を経由するため、国王への情報伝達に遅滞が生じることもまたありえたであろう。このように、上申文書の伝達過程において国王よりも官僚が優位な位置にあることは、四世王が下した布告から窺い知ることができる。一八五五年の布告では、マハータイを通さずに、謁見に際していきなり上司を弾奏したアユタヤ副国王に対して四世王は、既存の手続きを遵守するように指示しながらも、地方役人からの上申が大臣によって握りつぶされる可能性があることを指摘し、その弊害を防ぐために上奏文の提出を勧めている。②四世王はまた一八五八年の布告において、王命に反して上奏文を提出せず、役所を通して国

王に報告する官僚を非難し、地方・外国へ出張する官吏に対して、役所への文書提出と並行して上奏文の提出を義務付け、あわせて上奏文の書式を定めた。^③その後、上奏文の使用はさらに拡大され、会議や裁判の結果も上奏文で報告するように定められた。^④

このような上奏文の提出の義務化は、既往の書簡のマナーに反するものと考えてよい。第二章で指摘したように、前近代タイでは聖俗を問わず一般人が国王に文書を直接宛てることは非礼と見なされていた。このことを述べていたのは実際に即位前の四世王である。ここからわれわれは、下からの報告を汲み取るために、四世王はかつて自身が主張したことを枉げてまで、別の回路を開かざるを得なかったことを知ることができるのである。

このように、上申文書の処理過程から国王が政務に関与しにくいことを指摘できるのだが、このことは命令文書の発給過程にも言える。第四章で述べたように、命令文書の発給への国王の関与はかなり制限されていた。このことを四世王がどう認識していたかを史料から確認しておこう。四世王は一八六一年八月一二日付けターク国主宛ての宸筆の中でこのように述べている。

首都における公務に際しては、官僚たちが彼らの間で協議して、「文書を」送って命じてしまい、私は知ることができない。租税についてでさえ同様で、そういつたことは大臣次第である。獅子印を捺して勅命と称しているので、地方国は、私つまり国王と称する者が命令を下していると思ひ込んでいる。獅子印「の使用」はあるがままになされている。というのも捺印させて発給させるのは、高官次第であるからだ。すなわち「民部大臣」チャオブラヤー・ニコンポディンや「北方担当民部局長」ブラヤー・マハーアムマートが大小の獅子印の規定に従って命じて、それから発給してしまうのである。（中略）

また、「マハータイが発給する」官印文書に「勅命あり」と記してあると、貴君は遠方にいるから、私自身「が勅命を下した」と誤解する恐れがある。そこで私は自らこの文書を作成し、貴君を任命した、黄色の紙の任命書に捺した印章をその証拠として捺した。^⑤地方への命令文書は、勅裁を経ることなく官僚が捺印させて発給してしまうため、四世王はその内容を知ることができな

かった。さらに、命令文書の多くは勅命として発給されているにもかかわらず、官僚が主体となって発給しているため、国王自身の意思を正確に反映しているわけではなかった。これらは第三・四章で指摘したところであるが、これらのことも四世王は認識していたことが分かる。四世王は君主であるにもかかわらず、勅命たる命令文書の発給から疎外されていた。このような命令文書のあり方に不満を覚えて、四世王は自身の政治的意思を直接伝達するために自ら文書をターク国主に宛てたのである。四世王は自身が手ずからこの文書を書いたこと、その証拠として玉璽を捺したことを、上記引用以外でもしつこく強調している。ここから、それまで国王が地方に宸筆を宛てることがまず一般的ではなく、四世王期になって王命を直接伝達するために現れた手段であったことが分かる。

このようにラタナコーシン朝前期における文書処理システムは、国王を実際の政治から疎外することを可能とするものであったといえよう。上申文書にせよ、命令文書にせよ、文書の処理発給過程に大きく関与していたのは官僚貴族であった。かかる点からラタナコーシン朝前期における政治体制は国王ではなく官僚に重心があったと考えられる。当該期の権力構造を明らかにするには、その他の視点も不可欠であることは言うまでもないが、少なくとも政務システムという観点からは国王権力は相対的に弱いものであったといわざるを得ない。

このように、既存の文書処理システムが国王の政治への関与を制限する性質を内在していることを認識したのが四世王であった。彼は中央官僚に妨げられることなく下位の官僚や地方と直接に意思伝達を可能とするために、上奏文と宸筆という、既存の政務体系とは別の伝達経路を設置したのである。その意図がどの程度成功したか、そして既存の政務といかなる関係にあったのかは今後の課題とせざるを得ないが、少なくとも四世王が政務における国王権力の強化を志向したことは指摘できる。

このような上奏文と宸筆による親政への志向は五世王期にさらに顕著になってゆくと考えられる。^⑥そして最終的に、王権強化を至上課題とする五世王^⑦によって、国王を政治から疎外するような、旧来の中央行政機構は否定され、代わりに西

洋近代的な行政制度が導入されるとともに、国王独裁を可能とするような政治システムが構築されたと推測されるのである。

- ① 当直官に代表される書記 (samian) たちは、幼少のころから当直官の下で徒弟制的に訓練を受けており、小姓出身の官僚よりも仕事ができるという (Damrong, *op. cit.*, p. 39)。
- ② PPR4, vol. 2, pp. 65-66.
- ③ PPR4, vol. 3, pp. 90-91. 第二章注⑨に述べたように、「三世王期までの上奏文は帳簿の冒頭に記され、国王に提出する旨が述べられてくるに過ぎなかった。ここから四世王は、それまで送り状程度にしか機能していなかった上奏文を、国王への報告に活用したといえよう。
- ④ PPR4, vol. 4, pp. 74-75.
- ⑤ Comklaocoyuhna, Phrabat Sondet Phra, *Pharatchakatalekha Phrabat Sondet Phra Comklaocoyuhna*, vol. 2, Bangkok: Khurusapha, 1963, pp. 49-52.
- ⑥ たゞこれはダムロン親王は、五世王期になると謁見における国王への口頭での情報伝達は形骸化し、上奏文と宸筆による政治が優勢になると述べている (Damrong, *ibid.*, p. 42)。また、Wyatt, David K., "King Chulalongkorn the Great: Founder of Modern Thailand," *Studies in Thai History: Collected Articles*, Chiang Mai: Silkworm Books, 1994(1976), p. 284 は五世王が深夜一時まで公務を行って、毎日数百通の公文書を処理していたというエピソードを紹介している。
- ⑦ 玉田芳史「チャクリー改革と王権強化：閣僚の変遷を手がかりとして」「チャクリー改革とタイの近代国家形成」(重点領域研究「総合的地域研究」成果報告書シリーズNo.11)一九九六年。

The Documentary Administration in the Early Rattanakosin Period
(1782-1868): The Case of the Krom Mahātthai, Ministry of Civil Affairs

by

KAWAGUCHI Hiroshi

This article considers the actual situation and the nature of the political system of the central government of Siam during the early Rattanakosin period (1782-1868) through an examination of the documentary administrative system in the Krom Mahātthai, Ministry of Civil Affairs. The Krom Mahātthai, which was charged with administrating the northern part of the state, exchanged documents with provincial officials. The author examines procedures for dealing with reports from local officials and issuing written orders in the Mahātthai.

Written reports such as the *baibōk* and *suppha-akson*, submitted by provincial officials were received by minor officials in the Mahātthai, known as *nai wēn*, and sent on to appropriate higher officials. The higher ranking officials informed the king of the contents of the reports by reading them out in the audiences held in the palaces twice a day. In pre-modern Thailand, to address a letter to the king directly was regarded as lese majesty. Thus, officials, and even ministers, could not send documents from the provinces directly to the king, but always reported to him through the central officials.

The written orders issued by the Mahātthai and sent to provincial officials were written in two styles during this period. One style was that of the *suppha-akson*. In the Ayutthaya and Thonburi periods, this type of document was exchanged between the prime ministers (the chief minister of the Mahātthai or the Kalāhōm) in Siam and their counterparts in states that Siam considered its equal, such as Sri Lanka and Vientiane. From the 1770s to the 90s, Siam subjugated surrounding states, such as Chiangmai, Vientiane, Cambodia and so on, treating them as tributaries. As the political situation changed in this manner, the style of the *suppha-akson* was transformed into that of documents exchanged between the prime minister and kings of tributary states. Having supplanted the previous format, the *suppha-akson* issued by the Mahātthai in the early Rattanakosin period were issued by the prime minister and addressed to kings of tributary states.

The other style was that of the documents bearing a governmental seal, which were called *sāntrā*, *tōngtrā*, *trā* and so on. Documents on which a governmental seals was affixed were sent from the Mahātthai by the minister and addressed to

provincial officials and tributary states. The bodies of text of most of the *suppha-akson* and documents with government seals took the form of royal orders or as replies that also took the form of royal orders. This suggests that the Mahātthai generally issued the documents as royal orders.

By analyzing the colophons describing the process of their issuance which were written on drafts, the process of issuing written orders to provincial officials, such as the documents with government seals and *suppha-akson*, can be understood in the following manner. Officials in the Mahātthai, e.g. the *palat banchī* in the Krom Mahātthai Klāng, Department of Central Mahātthai, the *palat banchī* in the Krom Mahātthai Fāi Nua, Department of Northern Mahātthai, and the *palat thūn chalōng* in the same department, drafted written orders. After other officials read and revised them, the minister or acting ministers, who were the heads of the Krom, Mahātthai Fāi Nua and the chief of the Krom Suratsawadī, Department of Registration, generally approved the issuing of the documents. As with written reports, the minister or the acting ministers ordinarily read out drafts in an audience in the palace and then sought the king's approval of their issuance. However, the king's approval was not always necessary. As the bodies of the texts of most of the written orders took the form of royal edicts, as noted above, this suggests that Mahatthai officials issued documents as the orders of the king without royal approval. After orders were approved, *nāi wēns* made fair copies of them. They put the minister's seal on the documents and made an entry in a ledger recording this fact. They then sent them to the provinces. *Nāi wēns* kept drafts in an attic-like space known of the *sālā lūkkhun*, which served as the office in which the officials, including the *nāi wēn*, worked.

The fact that the contents of written reports were always conveyed to the king by high-ranking officials and that the minister and the acting ministers issued documents as royal orders without the approval of the king suggest that the high-ranking officials, especially the minister and the acting ministers, played an important role in the political process and the king did not always participate in state politics. Recognizing the character of the documentary administration, King Mongkut (r. 1851-68) intended to administer the affairs of state directly by personally exchanging documents with the central and provincial officials.